

平成 2 3 年第 7 回定例会  
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 23 年第 7 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 23 年 9 月 13 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 23 年 9 月 22 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 23 年 9 月 22 日 午後 5 時 14 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鵜田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操				
総務課庶務担当主査	松橋 正樹				

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9 番 篠原眞稚子 1 番 乃村 吉春
2			諸般の報告	
3	選挙	1	津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	
4	同意	4	津別町教育委員会委員の任命について	
5	〃	5	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
6	議案	5 1	津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	
7	〃	5 2	津別町パブリックコメント手続条例の制定について	
8	〃	5 3	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	5 4	津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 0	〃	5 5	津別町牧野の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1 1	〃	5 6	平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	
1 2	〃	5 7	平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	58	平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
14	〃	59	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について	
15	〃	60	平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
16	〃	61	平成23年度津別町上水道事業会計補正予算(第2号)について	
17	認定	1	平成22年度津別町一般会計決算の認定について	
18	〃	2	平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
19	〃	3	平成22年度津別町老人保健事業特別会計決算の認定について	
20	〃	4	平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
21	〃	5	平成22年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
22	〃	6	平成22年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
23	〃	7	平成22年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
24	〃	8	平成22年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
25	〃	9	平成22年度津別町上水道事業会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
26	意見書案	9	軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書について	
27	〃	10	平成24年度農業予算編成に関する意見書について	
28	〃	11	JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書について	
29	〃	12	2012年度「公立高等学校配置計画」の再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書について	
30	〃	13	原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書について	
31	〃	14	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について	
32	報告	13	平成22年度財政健全化判断比率の報告について	
33	〃	14	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告について	
34	〃	15	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、平成 23 年第 7 回津別町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

9 番 篠原 眞稚子 さん                      1 番 乃村 吉春 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） 諸般の報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する説明員の職、氏名は昨日配付のとおりであります  
が、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎選挙第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、選挙第 1 号 津別町選挙管理委員会委員及び補充  
員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、あらかじめ議会運営委員会において協議することとしておりましたので、この際、議会運営委員会委員長の報告を受けたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会の報告をお願いします。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番(茂呂竹裕子さん) [登壇] おはようございます。選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお話ししたいと思います。

ただいま議長からお許しがございましたので、先に指示ありました選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての議会運営委員会における協議経過とその結果についてご報告いたします。

最初に、この件に関する議会運営委員会の協議経過でございますが、8月24日第9回議会運営委員会におきまして、選挙管理委員会事務局長の出席を求め、現行の選挙管理委員会委員及び補充員の再任に向けての年齢的要件、再任の固辞等の説明を受け、各委員の意向を確認しながら協議を進めてまいりました。

協議の中で、現行4人の選挙管理委員会委員については、1名が年齢的な要件、1名が再任の固辞により2名が欠員となりますことから補充員より2名を、また補充員につきましては、現在の補充委員1名のほかに選挙管理委員会委員となる2名、欠員1名の3名につきまして、年齢及び地域等を勘案しながら選考いたしました。

その結果、お手元に配付してあります選挙管理委員会委員及び補充員の資料のとおり、人柄・識見ともふさわしい方々であり、推薦することが適当であることをご報告申し上げます。

あわせて、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、従来から地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法で行っておりますので、その方法によること、また、指名する委員、補充員については、議長により直接指名する方法によっておりますので、今回ご推選申し上げた方々を議長からご指名いただくことをお願い申し上げ



げ、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、津別町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員長の報告にありましたように、津別町選挙管理委員会委員に福井全雅君、久保利治君、竹原洋子さん、野宮裕二君、津別町選挙管理委員会補充員に才川正子さん、細川隆君、水上隆君、新谷和典君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、津別町選挙管理委員会委員及び補充員の当選者と決定し、補充員の順序は、ただいま申し上げた順位といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙第 1 号は、ただいま指名した諸君が津別町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

また、補充員の補充順序は、指名順と決定いたしました。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、同意第4号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

津別町教育委員会委員、白木晴海氏は、本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き津別町教育委員会委員として任命いたしたく、同意を願うものであります。氏は、昭和40年\*\*\*\*生まれの46歳で、\*\*\*\*\*津別町字大通\*\*\*\*にお住まいでございます。\*\*\*\*\*義務教育の子どもを持つ現役の保護者でもございます。温和と笑顔を絶やさぬ優しい人柄は、本町の教育に欠かせない人材と判断し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、再任の提案をさせていただきますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、2期目となります任期は、平成26年9月30日までの4年間となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより同意第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

◎同意第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第5号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第5号につきましてご説明を申し上げます。

津別町固定資産評価審査委員会委員は、津別町税条例第77条の規定により3名であり、現在は中村純一氏、竹中茂樹氏、山田耕司氏の3氏に担っていただいているところでございますが、本年9月30日をもって任期満了となるところから、次期委員の選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を願うものであります。なお、竹中茂樹氏と山田耕司氏につきましては、引き続き委員をお願いするものであります。平成8年から5期15年務めていただきました中村純一氏の後任として加藤洋子氏を提案させていただくものであります。

まず、竹中茂樹氏は、活汲\*\*\*\*にお住まいで、昭和27年\*\*\*\*生まれの58歳、\*\*\*\*\*。公職歴はございませんが、\*\*\*\*\*。\*\*\*\*\*。固定資産評価審査委員としては平成14年から現在3期目でございます。山田耕司氏は、緑町\*\*\*にお住まいで昭和26年\*\*\*\*生まれの60歳、\*\*\*\*\*。公職歴は津別町障がい者地域自立支援協議会委員、団体では津別町防火管理者連絡協議会の副会長、津別町交通安全協会の理事を担っておられます。固定資産評価審査委員会委員としては、平成20年から現在1期目でございます。新委員として同意を願う加藤洋子氏は、幸町\*\*\*にお住まいで、昭和25年\*\*\*\*生まれの61歳、\*\*\*\*\*。\*\*\*\*\*。公職歴はありませんが、\*\*\*\*\*。\*\*\*\*\*。

以上、3氏の略歴をご説明申し上げます。任期は、本年10月1日から平成26年

9月30日までの3年間となります。いずれの方も適任と考えておりますので、選任にご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議題のうち、竹中茂樹さんの固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

次に、議題のうち、山田耕司さんの固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

次に、議題のうち、加藤洋子さんの固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

以上の結果、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎議案第51号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第51号 津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第51号 津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

条例内容に入る前に若干ですが、説明資料によりまして整備事業の概要をご説明いたします。

資料の2ページをごらんください。この事業につきましては、6月の定例議会の折に、所要の事業経費をお願いした際にもご説明している内容でございますけれども、ちょっと若干重複する部分もありますけれどもご了承ください。

事業の目的でありますけれども、地理的条件や事業採算性面から携帯電話サービスの提供が見込めない地域において、国の補助制度を利用し、基地局を整備することで地域間の情報格差の解消を図るものであります。実施地区につきましては、下の図面にあるとおり東岡地区と沼沢地区、2地区となっております。この鉄塔施設ですけれども、対象エリアとしては半径800メートルほど、かなり狭まった範囲ですけれども、補助対象につきましては、基地局の整備に要する費用ということで、今回の事業は15メートル級の簡易な鉄塔ということになります。補助率につきましては、国が3分の2、市町村が残り3分の1となりますけれども、うち、過疎債により70%の交付税参入がされまして、残りが市町村と事業者の負担となります。今回、道において通信用鉄塔施設整備事業の補助要綱が創設されまして、道のほうで4%の補助、残りちょっと細かい数字ですけれども残り315分の35、これは全体の9分の1ということになりますけれども、これが通信事業者の分担金として納付させるものでございます。総体事業費としては2地区で予算としては2,200万円、通信事業者につきましては、NTTドコモということになります。

それでは、議案書のほうの条文のほうの内容に入らせていただきます。第1条で、この条例の趣旨として、移動通信用鉄塔施設整備事業の費用の一部に充てるため、地方自治法第244条の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、分担金の徴収についての規定で、移動通信用鉄塔施設整備事業により設置される施設を利用することにより利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴収する規定でございます。

第3条につきましては、分担金の額の規定でありまして、前条の規定により徴収する分担金の額は、施設整備事業に要する費用の額の315分の35、先ほど言いましたよ

うに9分の1に相当します。315分の35に相当する額とするものであります。

第4条でございますけれども、分担金の賦課期日及び徴収方法を規定するもので、第1項で賦課期日は、町長が定めるものとし、第2項で分担金は、事業を施行する年度内に町長が定める期日までに一括で徴収するものでございます。

第5条は委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとし、最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

第3条に315分の35、これはほかの何か定めがあつてこうなっているのだと思っておりますけれども、根拠法令等ありましたらお答えいただきたい。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） これは国の事業でございますので、携帯電話等エリア整備事業の中の移動通信用鉄塔施設整備事業ということになりまして、国のほうで補助率等が定められておりまして、それぞれ国が先ほど言いましたように3分の2という形なんですけれども、要綱等にいきますといろんな分数がありまして、正式には15分の10という3分の2なんですけれども、市町村が15分の5、いわゆる3分の1ということで、それぞれ細かく割合が定められておりまして、それぞれの割合を事業者負担分もございまして、その分を分母を統一するためには、315という数字が必ず出てきってしまうということで、それでちょっと細かい数字になりますけれども、315分の今回35ということで徴収条例のほうの分担金の割合となっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ちょっとお伺いをしたいのですが、事業費に対するこれはNTTだと思っておりますが、分担金を徴収することになるわけですが、あと例年、その後から維持管理費がかかると思っておりますが、それらについては今後町が負担していく形になっていくのかなというふうに思うのですが、これらについては負担はしてもらえないのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） まず、この事業なのですが、携帯電話事業者、電気通信事業者ですが、そちらのほうで事業、要は当初通信事業者が単体で整備することが困難ということで国の補助を利用して整備すると。で、整備後、供用開始になりましたら、以後の維持管理はすべて電気通信事業者が持つという決まりになっています。町のほうは直接的な経費負担というのは発生しないことになります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第52号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第52号 津別町パブリックコメント手続条例

の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 52 号 津別町パブリックコメント手続条例の制定についての説明をいたします。

制定にあたりまして、若干の背景についてお話をしたいと思います。平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治は自治体がみずからの責任において行政運営を行うという地方分権の時代に則した地域住民の意見を反映した自主的かつ主体的な政策展開の対応が求められていることや、2005 年行政手続法が改正され、意見公募手続が取り入れられ、地方自治体は行政手続法に対応したパブリックコメント手続条例等の制定について求められていたところでもあります。このため、提案理由にありますように、この条例の制定について地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、条例内容を説明いたしますので、条例文をお開きいただきたいと思います。第 1 条の目的は、パブリックコメント手続の統一的なルールとして制度化する目的を記述したものであります。

第 2 条の定義の 1 号につきましては、町の行政活動について説明する責務を有するのは町民であります。そこで町民等の範囲を明らかにしておく必要があり、利害関係を有するものを含め町民等の範囲を示しているところでございます。第 2 条第 2 号については、実施期間であります。

第 3 条のパブリックコメント手続は、町が最終的な意思決定を行う前に、具体的な施策の案を町民等に公表して意見募集しなければならないとしたものであります。

第 4 条第 1 項の各号は、パブリックコメント手続の対象として規定したものでありますが、第 1 号のアにつきましては、自治基本条例のように町政の基本方針を定めるもの。イにつきましては、情報公開、個人情報保護条例のように住民生活に関係した重要な制度を定めた条例。ウにつきましては、町民等に義務を課したり、行為を制限したりする。例えば、景観、私どもの町にありませんけれども景観条例、あるいは環境保全条例といったものが該当いたします。第 2 号は、1 号に準ずるものとして、第



3号は総合計画、個別計画等。第4号につきましては、議会議決を経て制定されている宣言や憲章。第5号につきましては、町長等が必要と認めたものとしたものであります。

第4条第2項につきましては、パブリックコメント手続を要しない規定であります。1号につきましては、町民の生命や健康を守るために緊急に条例案等を議会に上程しなければならない場合や、この手続に要する時間の経過によって、その事案の効果が損なわれると判断される場合は、除外することができるものとしてあります。第2号につきましては、地方自治法第74条第1項において、直接請求の対象とされていないことから、対象から除外をしたところでございます。第3号につきましては、制度の大幅な改定や基本的な事項の改定を伴わない軽微なものは除外といたします。第4号は、直接請求された条例案は、直接請求の趣旨からふさわしくないことから除外いたしました。

第5条の意見提出期間は、施策の案に対する意見を提出する期間として30日以上としたものですが、これは国の運用と同一としたものであります。

第6条のパブリックコメント手続の特例の第1項は、意見提出期間について、やむを得ない理由により第5条の期間を定めることができない場合、その場合につきましては、その理由を明らかにして町長等の判断により適宜定めるものとしたところでございます。第2項につきましては、国又は他の地方公共団体、他の執行機関、審議会、附属機関等がこの制度を準用して手続きを実施して答申した場合につきましては、その行為を尊重し除外することができるものとしてあります。

第7条のパブリックコメント手続の情報提供、第8条の政策等の案の公表等につきましては、広く町民等に理解をしていただくために、内容がわかりやすい十分な情報提供が必要でありますし、公表する案や参考資料については、容易に入手できるようにするため、担当課窓口や町のホームページに掲載し、発信することとしたところでございます。

第9条の意見の提出は、第1項で意見を明確に把握するため、記録に残せる方法が必要であることから、電話や口頭による意見には対応できないこととなり、指定する場所に直接書面持参をするか、郵送、ファクシミリ、電子メールの方法としたところ

でございます。第2項では、連絡先を明らかにすることにより、意見の内容等を確認する必要が生じたとき連絡がとれるようにしたものであります。

第10条の提出意見の考慮、第11条の結果の公表等については、第1条の目的を達成するものであり、案の賛否を問うものではなく、意見等の扱いは提出者の個人情報を公表しない中で、丁寧に結果を公表する説明責任があるとしたものであります。

第12条につきましては委任規定とし、附則としてこの条例は公布の日から施行するものとしたものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点か確認というか、お話をしたいと思います。

まず、条例のパブリックコメントということなのですが、町民にわかりやすくというふうな話やなんかもいろいろされていましてけれども、そのとおりだと思っておりますけれども、町民にパブリックコメントと言っても何をするのか全然わからないというのが大半じゃないかなというふうに思うのです。ですから、このカタカナ条例を生かすのであれば、本当は日本語で書いてくれれば一番いいかなというふうに思うのですが、それが難しければ用語の定義みたいな形で、パブリックコメントはどのようなものだというふうなことを1項目設けるか何かして、町民の誰が読んでもわかるような形にされるほうが望ましいのではないのかなと。これでは、せっかくの制度の趣旨が、町民に広く生かされないのではないのかなという心配をしておりますので、その辺お聞かせをいただきたいと思います。

それと、もう一つは、このような手続条例もわかるのですが、一番肝心なのは、やっぱり町の重要な政策について、やはり前年に町民説明をして一定のやっぱり意見や理解をもらうというのが先決でないかなというふうに思いますので、その辺も常に何となく今までは後追いのような感じがしますので、その辺も留意してお願いをしたいなというふうに関連で思います。

それと、第4条の関係になるのですが、このような意見をもらうのはいいのですが、今までの例からいって町の成案ができ上がった後の町民の意見ということ

で、後追いの意見や追認するような形で、なかなかノーと言っても、なかなかそれが変更になることはあまりないのではないかなというふうに思うのですが、町民の側から見れば意義や意味があるのかどうかということについて、とりあえずはお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） まず、1点目のご質問でございますけれども、パブリックコメントの表題についてということで、これはなかなかわかりづらいのではないかとのお話がありました。これにつきましても、庁内の検討会議の中でもこういったご意見があって、しかしながら今の全国のいろんな事例、条例あるいは要綱等の整備、あるいは規則の整備を見てみますと、パブリックコメントという一つの表題で条例なり要綱を制定しているところが非常に多かったという事例が一つございます。しかしながら、議員のおっしゃることもこれは理解することでございますので、例えばパブリックコメントの手続をする際におきましては、括弧書きで意見公募、あるいは意見を募集しますというようなことを注釈を入れながらそういったことはできるのではないかとこのように考えておりますので、その部分についてはご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、重要な施策について、これはやっぱり事前に意見をいただくことが必要じゃないかと、これはもっともなお話でございますが、基本的にこの根底にあるこの条例のものの考え方といたしましては、これはやはり行政側の一つの説明責任でございますので、当然ながら職員個々の企画能力といえますか、計画をつくる能力が求められるというのが一つ根底にある条例になっております。そうしますと、当然ながら計画をつくる段階において、計画策定の過程のプロセスにおいて、そういったところがやっぱり地域の現状分析をしたり、そういったところが求められてくるというふうに私は判断をしておりますので、そこら辺の部分については、これはこのパブリックコメントで全部ができるという話ではないということだけは理解をしていただきたいというふうに思います。これは一つの町民との情報共有といえますか、情報発信して情報共有する一つの手段として手続条例をつくるということでご理解をいただければというふうに考えているところでございます。

それから、第4条の関係で、成案をつくってというようなことが一つにはあるというふうに思いますけれども、問題は先ほど言いましたように2番目の質問と関係をするのでありますけれども、その成案をつくるまでの過程といったものが、どういうプロセスを経たのかというようなところも非常に重要になってくるというふうに思います。一般的に当然、構想あるいは例えば基本計画なり、あるいは指導指針なり、そういったものをつくる場合の間の中では、やっぱり地域の現状がどういうふうにとらえていたのか、そういったところがやっぱり求められておりますので、そこら辺の部分含めてこれは成案の段階で、これは手続条例で行うわけでありましてけれども、成案といっても意見公募手続きの一つの趣旨としては、多くの町民の意見を尊重するという考え方でありますので、そこら辺の部分について、この条例体系の中でご理解をいただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 表題のパブリックコメント条例の関係なのですが、括弧書きで付すという意味合いもわかるのですが、やっぱり条例というのは町民が表題を見てパッと日本語で意味がわからないと、あまりちょっとピンとこないかなというふうな形で思うのですが、この2条の定義の欄、1項目新しくなるのか知らないけれども、パブリックコメントはこうだよということを1項目、表題はこのままでいいとしても、何かそういう1項目を設ければことが済むのではないかなと。なかなか直したくない気持ちもわかるのですが、町民にやっぱり開かれたものやるのだから、一目日本語で見てわかるほうが私は望ましいと。言われることも一面理解はいたしますけども。

あとそれともう一つ、ほかはわかりましたけども、10条の関係で提出意見十分に考慮というふうなことで書いてますけども、言ってみれば町民の意見がものによっては十分生かされるという考え方でよろしいのですね、その点だけ。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） これ表題の関係含めてなのですが、今回津別町パブリックコメント手続条例を制定するというところで、パブリックコメントの条

例内容に沿って町民の皆さんから意見を求めたところでも、意見の募集を求めたのですけれども、その中にも意見募集（津別町パブリックコメント手続条例）意見募集、そういったことでホームページ等々に記載をさせていただきましたけれども、今度はこれをやる上で今検討しているのは、ホームページのところに意見公募手続の欄をつくることを考えております。そうしますと、これはずっと一過性で、過去の条例もどうだったのだと、施行始まってからやった場合において。そのときに今議員の言われたような趣旨をやっぴりパブリックコメント手続とは何なのかといったところも含めて説明をしながら、そういったことを進めていきたいと思っておりますので、そんなことをご理解をいただきたいというのが1点であります。

それから、10条の関係で、これはどういうご意見がくるのかといったものもいろいろございます。今まで私も総合計画の策定審議会が行ったこういうパブリックコメントもございますけれども、いろんなご意見が、あのときは確か10数項目にわたって意見があったのですけれども、全く関係ないようなご意見もあるわけでありまして、そういったところを含めて事前においては、やっぱりわざわざ自分のお金を使って電子メールでやったり、あるいは封書できて意見をいただきましたので、慎重にその方に対して反映をしてきたつもりでございますけれども、先ほど前段言いましたように趣旨としては、全部を取り入れるか取り入れないかは別といたしまして、そういったものの意見といったものについても先ほど言いましたように、ホームページ等々でこういうご意見があつて、こういうふうに対処しましたというようなことをやっぱり慎重、丁寧にお返しをしていかなければならないと。それは、積極策、あるいはいろんなご意見があると思っておりますけれども、そういったものは慎重に取り入れるものは取り入れる。なかなかこれは非常に趣旨と反するものであるから、これはちょっと取り入れられないというものについても、これはしっかりと公表をしていかなければならないというふうにして理解をしているところでございますので、その点についてご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） このパブリックコメントの手續の制定の趣旨、いろいろとやろうとしている意義は私は理解していますので異論はないのですけれども、ちょっと第3条のところだけちょっと聞かせてほしいのですが、今企画財政課長から多くの町民から意見を公募して、少しでもその意見をいろんな政策などに反映させていくというのが重要であり、単に形だけの手續を制定するわけじゃないですから、いかにこれが多くの町民に理解されていくかということが大事なことであります。それで第3条の中で、ある程度意見の提出のための期間を定めて広く町民の意見を求めるということですが、これはいろんな問題で、時間的な問題だとか、それから工程の問題だとか、その行き詰った中の期間設定というのは、いろいろあると思うのです。ですから、期間というものは、ある程度の余裕を持った中で公募しなきゃならないわけですが、この期間の設定というのは、その都度その都度その重要施策によって変わっていくのか。それとも、あくまでも期間の設定というのは、ここからこれぐらいのという形を見ているのか、その辺だけこの機会にちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 30日以上としたものについては、国の運用等々で、例えば連休中にかかったとか、休みが5月の連休といたら相当な期間になりますので、以上としたものについては、それともう一つは、そういう連休中ですとか、そういったところについては、先ほど言いました利害関係を有する法人だとか、そういったところが休みの場合といったケースが出てくるわけでありまして。ですから、30日をやっぱり確保することというのが運用になっておりますので、そこら辺の部分をきちっと想定をした形の中で、やっぱり政策過程のスケジュールを立てなければならないという趣旨がここにありますので、そういうことでちょっとご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まず、第2条の定義の第1号の町民等という中で、町内に住み云々とありますけれども、若しくは活動する人というふうに定義されてはいますが、この活動する人というのは主にどういうものなのかお聞きをしたいと思います。

それから、第3条の手続きの関係で、公表して町民から意見を求めるのですけども、第4条の条例、第1号からずっとありますけども、この難しいものに対して、ただ資料等を広報等いろんな方法あるのですけども、それだけで流して果たして町民が理解できるのかということで、これに関して町民に対して説明会をするのか否か、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、第11条の結果の公表でありますけども、町民から例えばいろんな意見が出されたと、そうした中で町長の修正含めて出てきたものをどこで検討されて、町長がこのことについて結果公表をするのかお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 2条の関係について活動する人は、いろんなことが考えられると思うのですけれども、この人の定義についても、これ例規審査会議の中でいろいろと議論をされたところがございますけども、一般的にこれ普通に条文のとおり読んでそのままの部分でありますけれども、町内に住み、若しくは町内で働き、学び、若しくは活動する人ということで、いろんな文化団体に所属している人もいれば、いろんな部分の中でやられているボランティアでやられている人もいれば、いろいろとあるのですけれども、素直な形の中で条文体系にしたものであります。

それと、当然ながら、別個に後段に利害関係を有するという部分の中では、これは当然ながら例えば規制的な部分の中のパブリックコメントを手続した場合においては、当然ながら町内に拠点がなくとも、その事業所あるいは事務所が対象になってくる場合といったものも想定をされますので、そういう部分の中で、例えば建築関係、開発行為等でさまざまな事業活動をやっている事業者ですとか、あるいは公益活動をしている人、あるいはそういった所を含めてそういう利害関係を有するものということで区別をさせていただいたところがございます。

それから、4条の関係含めて3条と4条の関係でご質問がございましたけれども、資料ではなかなかわかりづらいのではないかと。よって、やっぱり住民説明会だとかそういったところもやっぱり取り入れるべきではないのかというようなお話がありましたけれども、先ほど谷川議員にもご答弁を申し上げましたけれども、そういう地域の現状を分析をしながら、やっぱり政策過程の中で最終的に素案をつくる段階の中で、

そういった行為も必要になってくる場合もあるというようなことも、私も理解をするところでございます。なるべく、そういう資料の製作にあたっては、やっぱり内容がわかりやすい形の中で資料を用意をしておかなければならないし、あるいは意見を募集する人の上に立っても、例えばやっぱりそういったことも求められてくる資料も当然出てくる可能性もなきにしもあらずというふうにも考えているところでございますので、その部分についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、公表の関係ですけれども、これはやっぱり実施期間と言われているところの中で、最終的にこういったご意見があって、このご意見をどう反映するのかといった当然協議が町長と行うのか、あるいは実施機関の中で行うのか、そういったやっぱり手続きを踏む必要があるだろうというふうに考えているところございましたので、そういう形の中で、先ほど言いましたように最大限意見を取り入れながら、その計画なり条例案に尊重させていくということの精神といったものが、このパブリックコメントの事務条例の中の精神でありますので、そういったことをご理解をいただきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えをいただいて、ちょっと理解できないところもあるのですが、この第2条の書き方が少しあいまいではないかなと。私が言うのは、町民等、これは町外の者もいいということで理解、町外から働きに来ていると、そういう方もいいですよと、学び、若しくは活動する人。私が言いたいのは、この活動をする人の定義について、当然町民から聞かれるかもしれませんが、はっきりしたものを持っていなかったら、ただあいまいにこういうものというあれでは、まずいのではないかと。ということは、いろんなパブリックコメント手続きがあろうと思いますが、重要なものについて、例えば反対するのがわかりませんが活動でこっちに来たと、町外の人が例えばこういうものについて町長に意見を出すということも想定されますので、これあたり今はっきりしておいたほうがいいのではないかなと、そういうことで申し上げたところです。

それから、この条例をつくって行政側のアリバイをつくるのはいいのですが、きちっとした住民に説明なしで意見を求めるというのは、なかなかこれは難しいと。



特に定義の2号のところの町長等、いわゆるこの機関を指していますけれども、教育委員会からずっとあるのですけれども、非常にここの出された場合は、非常に難しい問題で町民がなかなか理解できない問題も出てくるのではないかとということで、しかとしたそういうものが住民に公表されるべきでないかと、その手法としてやはり町民に丁寧の説明できるシステムをやはり考えるべきでないかと、そういうふうに申し上げたところです。この件について再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 2条の第1号の一つの定義といたしましては、これは町民等の範囲について定めたものであります。これについても、所管の委員会等々で考え方を出しているものでありますけれども、あくまでも町が行政活動について説明する責務を有するのは町民であると、これはもう。そしてこの手続きの運用に要する経費を負担するのもまた納税者であるという定義でございます。そこで、当然ながら町民参加を積極的に求めるべく範囲を明らかにしておく必要があるということで、この町民等の範囲を示したものであります。しかしながら、前段は当然町民の皆さんにご意見を聞くという範囲をここで示しているものでありますけれども、後段の利害関係を有するものというのは、当然町に住所を有してない利害関係を有する人も当然出てくるでしょうということに基づいて定義としたものでありますので、今議員が言われるあいまいではないかという部分の中では、私としては明確ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、2号の町長等の実施機関でありますけれども、これは基本的に自治法上定められている実施機関について定めたものでありますけれども、この部分については当然ながらなかなか難しい内容、どういったものが想定されるのかといったものがありますけれども、例えば町長はいいのですけれども、教育委員会もいいのですけれども、なかなか選挙管理委員会あるいはほかの委員会といったものについては、なかなかそういったものの事案が出てくるかどうかといったものは、なかなか想定できづらい部分がございますけれども、あくまでも先ほど言ったように自治法上の実施機関として、これを要するに2号として定義づけたものでありますので、そういったことでご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、10条の関係についての再質問でございますけれども、十分に考慮をしなければならないという、この手続条例の考え方でありまして、私もいろいろこの条例案を策定する原案の作成者の一人といたしまして、非常にこの手続条例だけで全部完結するというふうには考えておりません。情報共有の一つの手段としてこの手続条例を制定するものでありますので、これは先ほど、私、提案のときに説明したとおり賛否を問うものではないという代物でございます。そうしますと、何らかの形のやっぱり今全国津々浦々で策定をしている自治基本条例や、あるいはまちづくり基本条例といったものが、やっぱり当然ながら根底に出てくる内容になりますので、そこら辺の部分についてはご理解をいただきたいと思っておりますけれども、やっぱりこれは手続条例だけに考えますと政策過程といいますか、最終的な過程といったものについては、やっぱり行政は今後説明責任が問われるという問題でありますので、原課でそういったものをいろいろと住民説明もあるでしょうし、懇談会もあるでしょうし、意見交換会もあるでしょうし、いろんな分野の中で、例えばアンケートという手法もあるだろうし、いろんな形の中で成案というか、そういった計画をつくる前提の部分については、やっぱり考えていかなければならない時期に来ているというふうに考えていることですので、今回パブリックコメントの手続条例について、制定を提案をしているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにも。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 条例そのものについてということではないのですが、この流れについてちょっと質問したいと思います。

今このパブリックコメント条例が制定されるということになりますと、こういう今まで条例がこんなのができたというふうなことで、町民のほうにどうこうというふうな話とかPRというか、そういうことがなされていなかった。なされたものもあるかもしれないのですが、町の仕事というのは、規則だとか条例だとか、そういうものにのっとって仕事をしているのだという、その基本的なことが何というか、こういう議員とかそういう立場になったり関心のある人はわかるかと思うのですが、そうでないといろんな縛りがあってやるのだということが、なかなか理解ができてい

ないところもあるんじゃないかというふうに私は感じています。パブリックコメントは、道や国や新聞の広告欄にもこういうようなことでパブリックコメントを実施しますというようなものは何度か目にしたこともあります。津別町のホームページを見て、何か意見がありませんでしたというのを見たことがあります。それで、今回住民参加とかそういう中で、それから協働のまちづくりとか、そういうようなことを掲げる中で、こういうパブリックコメントというのは、セットになったものだというふうに私はとらえています。そのときに、例えば、今こういうもので意見を公募しますと1か月間されますと、いろんな立場の方がここはこういうふうにしたらいいんじゃないかというような文言なんかも含めていろんな意見が出されると思うのです。そのときに、私は自分たちの意見が、どこかできちっと取り上げられるものと取り上げられないものがあるということは、この中でも承知しているのですが、そういうやりとりを一つのものに対して1回出して意見を述べる。そうすると、どういう段階かわかりませんが、こういう例えば構想とか成案にいくまでに何度かこの意見を町民の声を聞いて、この部分はこんなふうになりましたという中で、さらに意見を求めていって成案になるというような、そういう時間がちょっとかかるかと思うのですが、ちょっと首を振っているようですけれども、あるところのパブリックコメントで一般質問をしたときには、そういう時間のかかることなのですが、何回か何回かやっていると、そこはたまたま男女共同参画みたいな基本条例を町民を交えてするといったときに、やっぱり行政の人と町の人と町民というか市民というか、そういう人と、それから女性と男性とでは全然違っていたというようなことで、何度かやりとりをしながらつくっていったから、みんなにずっと理解されるものになったというようなことを見たことがあるのですけれども、さっき山内議員の話の中で、こういうものをつくった、で、協働のまちづくりには必要であるというふうにすると、なんかアリバイにならないかというような話を聞いているときにそう感じて、私はそういうやりとりをしながら自分たちの町の、これから見るとなかなか今すぐこのパブリックコメント条例を町民にお知らせして、何か意見を聞くというのには大分時間がかかるかなというふうに思ったのですが、第4条の次に掲げる条例案の1から5までの中を見ると、今すぐくるものではないのかなとか基本条例をするということになればすぐに始まる

のかもしれませんが、あと総合計画なんかのやりとりは、もう既にというか終わってしまっているので、やっぱりかかっているという人が本当にかかわったというふうな、俗にいうアリバイ的にやっているというふうなことも町民の中ではやっぱり津別も多分あるのじゃないかと思うのですけれども、いろんな会はしてもらったのだけれども、意見も言ったけど何ら反映されていないというようなことがないような上手な仕組みになっていってほしいなというふうに思うので、ぜひやりとりが1回というのか、その人の意見が出て、さらに成案にするまでもう1回パブリックコメントをしていって仕上げていくというようなものになり得るかどうかなだけ、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 篠原議員さんのおっしゃっている部分については、私も理解をするところでありましてけれども、そのパブリックコメントをして、またその素案をつくって、またパブリックコメントをするという手法については、またいろんな計画等の部分の中でいろいろとあるというふうに私は考えています。今うちの町にも総合計画を柱としていろんな個別計画が確か20ぐらいの個別計画があるというふうに考えておりますけれども、その中にはいろんな協議会なり、あるいは審議会なり、いろんな付属機関を経てつくられているものもあれば、あるいは一定程度庁舎内の検討会議の中でつくられているもの等々がございますけれども、そういったケースバイケースによっては、そういう手法もとらざるを得ない、とらなきゃならないようなものも私は考えてございます。いずれにしても、最終的にこのパブリックコメントの部分については、これは当然計画含めてございますけれども、中には条例案等につきましては、議会の議決を経なければならないという内容の代物も当然ございます。その前段までの間において、どれだけの町民の皆さんの意見をこの条例案なら条例案に尊重されたのかというようなところの過程の中で、議会の議決にあたって、そういったところを一つの物差しとして見ていただきながら議会の議決をしていただくという代物でございますので、それが全部そういう手法ではないという部分の中でちょっと私は答弁させていただきますので、それはケースバイケースによっては、そういったこともあり得るというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 53 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） では、ただいま上程となりました議案第 53 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

それでは、別冊の説明資料 3 ページのほうをお開きいただきください。今回の改正

の概要として記載させていただきましたが、先に町長からの提案理由で申し上げましたとおり、政府は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律を所得税法等の改正とともに制定、6月30日に公布、一部を除き施行したところです。今回の税制改正の趣旨は、所得税のほうは雇用促進税法及び環境関連、投資の促進財政の創設と、それから既存の特別措置の整理合理化を図りながら、軽減税率等の適用期限の延長等を行うこととして、地方税につきましては寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、それから脱税犯への罰則の見直し等を行われたところであり、それらの趣旨にのっとりまして、町税におきましても改正しようとするものです。それでは、主な内容について概要として説明します。

まず、寄附金税額控除の見直しです。これまで俗に言う認定法人のみが控除の対象だった特定非営利活動法人（NPO法人）への寄附についてですが、住民の福祉の増進に寄与するものという限定ではありますが、地方公共団体への条例化によりNPO法人を指定した上で、控除の対象とすることができるようにするものです。今回は、別表を追加する改正内容なのですが、法人名を記載せず別途取り扱いに関し、要綱等を定めた上で、NPO法人から申し出に基づき、改めて別表に所在地、法人名を加える改正をこの後をお願いすることになると思います。後ほど説明しますが、対象とするNPO法人は町内に限定しようとする表の内容となっております。

次、罰則規定の見直しです。各税の不申告に対する過料について、基本的に上限を3万円から10万円に引き上げようとするものです。これまで過料の設定のなかったたばこ税及び特別土地保有税についても過料の設定を行おうとするものです。さらに入湯税につきましては、これまで罰金刑として上限を3万円としていたものを過料に準じまして10万円のほうに上限を引き上げるものです。これらにつきましては、所得税法等の国税で平成22年既に改正になっていることから、今回の地方税法の改正で虚偽申告に対する罰則等が罰金5万円から懲役1年以下、または罰金50万円以下とか、あと税務職員の守秘義務違反に対する罰金の上限が30万円から100万円に引き上がったということを考慮し、町税についても引き上げようとするものであります。

その他の改正につきましては、その他税負担軽減措置等ということで、所得税の国

税と一緒に税負担軽減措置の延長をするもの、及び法条例の整理等に伴う条例条文の整理というものが主なものになります。

また、資料の4ページのほうになりますが、平成20年の税条例の改正、それから平成22年の税条例の改正における附則につきましても、経過措置の関係上、今回改正が必要になるものであります。

それでは、新旧対照表により条文ごとに説明しますので、資料5ページのほうをお開きください。改正条文の第1条の町税条例の改正が先になります。まず、第26条の改正は、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を「3万円」から「10万円」にするものです。

第34条7の条項につきましては全文改正です。今回の法改正により条文を整理したのですが、これまでの対象は条文として第1項第1号にのみ整理され、新たに追加されたNPO法人については第1項の第2号として条文を追加しています。

さらに別表の改正があります。ちょっと飛びますが資料の22ページのほうをお開きください。34条の7についての別表になります。よろしいでしょうか、22ページです。これまでの法人は、別表から別表第1というふうに変わります。新たに追加するものについては、別表第2ということになって整理するものです。別表第2の新規のNPO法人につきましては、今後先ほど言いましたが北海道等と基準等を合わせながら要綱等を整理し、NPO法人からの申し出を受け、実際の名称と所在地も加えるという形の条例改正をお願いしたいと考えています。なお、別表第2の主たる事務所の所在地につきましては、網走郡津別町字まで入れさせてもらっています。これにつきましては、別表第1これまでの認定法人と同様に町内法人に限るということとしているために表示するものであります。この点ご了解いただきたいと思います。

それでは、戻りまして資料8ページのほうにお願いします。下段のほうになります。36条の2、第1項の改正ですが、内容は次の9ページのほうになってきます。第6項も追加になっていますが、これらはNPO法人に係る税額控除の申告書に係る条文整理ということになります。同ページの下段のほうは、36条の3、第2項の改正です。これは条文整理に係る文言の改正となります。

続きまして、10ページです。第36条の4、それから53条の10の改正につきまして

は、町民税に係る不申告及び退職所得申告書の不提出に係る過料の上限を「3万円」から「10万円」にするものであります。同じ10ページの下段の61条第9項、それから次のページ、11ページの第10項の改正は、これは地方税法の改正に伴う適用条文の変更ということになります。同じく、同11ページの65条、第75条、それから88条の改正につきましては、固定資産税、軽自動車税に係る不申告に係る過料の上限を「3万円」から「10万円」にするものであります。

続きまして、11ページの一番下の行から12ページにかけてなのですが、第100条の2、それから第139条2につきましては、新たに追加するもので、たばこ税及び特別土地保有税に係る不申告について、ほかの税目に倣いまして「10万円以下の過料を科す」条文を追加したものです。

また、12ページの下段から13ページに係る第151条の改正につきましては、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する、これは罰金です。罰金をほかの過料に準じまして、上限額を「3万円」から「10万円」にするものであります。

次に、13ページの制定附則になります。まず、第7条の4ですが、これは全文改正になります。地方税の改正に伴う条文改正であり、地方税附則の規定の引用によりまして、寄附金税額控除の適用下限が「5千円」から「2千円」となるものを含めた改正となっております。

次に、14ページの附則第8条の改正です。これは、肉用牛の売却に係る課税の特例につきまして、平成24年度までのものを3年間延ばし、平成27年度までとする地方税法改正に伴う改正及び整理という形になっております。

続きまして、15ページの附則第10条の2につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律というものが今回改正になりますので、それに伴うものとなっております。

続く16ページの附則16条の3、それからずっと17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページまでいきますか、21ページの附則第16条の4までは、それぞれ税負担軽減措置等に係る地方税法改正に伴う改正、土地の譲渡に係る事業所得等長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、それから先物取引に係る雑所得等、あと条約適用利子等及び条約適用配当等という形で、どれも地方税法の改正に伴



う条文整理ということになっております。ということで中身については説明を省略させていただきます。

続きまして、22 ページの別表の改正につきましては、先ほど説明したとおりでございます。以上が改正条文の1条分となります。

次、第2条の改正は資料23 ページになります。こちらのほうなのですが、平成20年5月30日公布の税条例の一部改正条例中、改正附則第2条第6項については、寄附金税額控除の対象拡大に係る条文の整理という形になります。

それから、同条の第10項及び24 ページになりますが、第17項の改正は、上場株式等の配当につきまして、それから同条の第22項の改正は、条約適用配当等について法律の改正に伴う軽減税率の適用経過が2年間延長になったということに伴う整理となります。

続きまして、第3条になりますが、これは25 ページになります。25 ページの真ん中ぐらいからになりますが、平成22年5月30日公布の税条例の一部改正条例中、附則における施行期日及び経過措置について、地方税法の改正について2年間延びる分の整理という形になっています。

それでは、議案の条文のほうに戻っていただきたいと思っております。改正条文につきまして第1条ということで、最初のページから数えまして9 ページまでが第1条から第3条までの条文ということで新旧対照表で説明したものです。

9 ページ目の附則のほうをごらんください。条文については、新旧対照表で説明ということで省略させていただきます。附則につきましては、まず第1条で施行期日です。基本的に公布の日から施行するものとしておりますが、ただし書きで各号に掲げるという内容ごとに施行期日が違う形になっております。まず第1号が罰則関係の条文です。過料及び罰金のところですが、一般に知らしめる期間ということを設定ということを目的としまして、「公布の日から2月を経過した日」というふうにしております。第2号につきましては、寄附金税額控除に係るもので、これにつきましては平成24年度課税分ということで、「平成24年1月1日」からの施行という形になっております。次、第3号、固定資産税に関する経過措置等なのですが、これは課税特例の延長に伴うものであるから、実際に延長となる「平成25年1月1日」から施行となるものです。

次、第4号につきましては、法律改正に伴うものでありますので、「改正法律施行日」に合わせるものです。

次、第2条の経過措置です。第2条の経過につきましては、第1項から第4項まですべて寄附金税額控除についての措置でありまして、平成23年分の寄附金について拡大も含めて適用になること、それから22年度以前は対象とならないこと等の措置条文という形になります。また、第2条の第5項ですが、これは肉用牛に係る課税特例についての適用期間の措置という形になります。これは法律に準じた措置になります。

次、第3条ですが、これは固定資産税の経過措置です。平成23年度以降に適用になる措置でありますので、その中でも高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に関連する改正につきましては、改正法律の施行後ということに適用になるということになります。

次、第4条につきましては、平成20年条例第15号の一部改正条例中の適用につきまして、施行期日が違う部分ということで、読みかえ規定という形になります。

第5条につきましては、罰則過料、罰金の関係なのですが、改正規定の適用時期が2か月間違うため、そのための経過措置になっております。

以上、雑駁な説明となり申し訳ありませんが改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 54 号 津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 議案第 54 号 津別峠展望施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容のご説明を申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたけれども、この条例は津別峠を訪れる方々に対し、休息とコミュニケーションの促進を図るために平成 9 年に設置したものでありますけれども、津別峠の展望施設に設置しておりました風力発電設備につきまして、鉄塔及び蓄電池の撤去を完了しましたことから、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

別添で配付しております説明資料 26 ページをお開きください。新旧対照表により説明をさせていただきます。第 2 条で用語の定義が規定されております。その中の第 3 号、風力発電設備の項目を削るものであります。附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 55 号 津別町牧野の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第 55 号 津別町牧野の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先の提案理由でもご説明いたしましたが、現在町有牧野は達美、相生の 2 か所において育成牛を主体に放牧利用をされているところです。今回条例の一部を改正しようとする内容ですが、達美牧場におきまして、平成 18 年度より一部牧区を有機牛乳生産牛の専用牧区として維持管理を行ってまいりました。今般、津別町有機酪農研究会より当該牧区について、当該研究会において維持管理を行いたい旨の申し出があったところです。有機牛乳生産牛の使用管理につきましては、放牧地への施肥が有機資材に限られ、雑草対策につきましても農薬の使用ができない、観光飼育放牧牛との接触もできないなどの制約があります。このような制約のある中で、当該研究会みずから放牧牛の管理を行うことにより、より適正な飼育管理が可能となると判断したところであります。また、この間、専用牧区として利用してまいりましたが、他の畜産農家への支障もなく、今後においても同様に影響がないものと判断されますことから、要望のあった当該牧区につきまして、行政財産の用途廃止を行い普通財産とすることとし、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げますので説明資料 27 ページ、新旧対

照表をごらんください。最終ページになります。津別町牧野の設置及び管理に関する条例の条文第3条、名称位置及び面積の関係、別表第1の達美牧場の面積「91.90ヘクタール」を改正後「54.20ヘクタール」に、条文の第4条、用途別面積関係の別表第2の達美牧場の放牧採草兼用地「60.30ヘクタール」、及び牧区数「11」を改正後、放牧採草兼用地「22.60ヘクタール」、及び牧区数を「5」に改めようとするものです。

議案にお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は、平成23年11月1日から施行しようとするものであります。

以上、改正内容についてご説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第56号 平成23年度津別町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） それでは、ただいま上程となりました議案第56号

平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 7,408 万 7,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 9,681 万円とするものであります。今回の補正につきましては提案理由で申し上げましたとおりであります。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので、8 ページから 9 ページをお開きください。議会費、議会費、議会費、議会運営経費は、市町村アカデミー研修を当初予算で 3 名分を計上していましたが 1 名分を追加し、9 節旅費、19 節負担金補助及び交付金で 8 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の総務費、総務管理費、一般管理費、総務管理経費の 9 節旅費については、台湾二水郷への 3 名分の旅費として 65 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の地域情報化経費、11 節需用費、修繕料は、テレビ中継局予備電源故障修理として 94 万 5,000 円の増額補正、12 節役務費の手数料、情報通信施設等移設は、光ファイバー添架柱、北電柱の移設料として 50 万 8,000 円の増額補正。

10 ページから 11 ページをお開きください。15 節工事請負費の情報通信施設復旧工事は、道道津別陸別線改築工事への予算流用により 130 万円、情報通信施設増設工事は、補助事業完了後における個人住宅 2 戸の地デジ再送信分の追加工事として 105 万円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。次の財政管理費、財政調整基金積立金は、地方債補正に伴い一般財源の積み立てができることとなったことから 1,329 万円の増額補正をお願いするものです。次の財産管理費、庁舎等維持管理経費、備品購入費は、当初予算未計上の林業研修会館トイレのハンドドライヤーを購入したため、不足となる 8 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、地域振興費、企画開発費、森の健康館管理業務、12 節役務費の手数料、暖房器具点検は、客室の石油ストーブの点検整備として 58 万 7,000 円、15 節工事請負費は、レストラン小上がり席暖房等の内部改修工事として 346 万 1,000 円の増額補正をそれぞれお願いするものであります。次の町民の森自然運動公園管理業務、工事請負費は事業完了に伴い 25 万 8,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の森林セラピー事業、12 ページから 13 ページをお開きください。11 節需用費、12 節役務費につ

きましても事業完了に伴い17万2,000円の減額補正をお願いするものであります。企画振興費、多目的活動センター管理運営経費、11節需用費は、コピー機トナー等の消耗品費24万5,000円、電気料不足分として51万6,000円、12節役務費は、インターネット回線使用料として1万6,000円、18節備品購入費は、カフェコーナー等の備品として129万2,000円の増額補正をお願いするものであります。次のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税制度における1件分の寄附金として50万円の増額補正をお願いするものであります。

次の徴税费、賦課徴収費、賦課徴収事務経費は、保険年金救済措置に係る個人町道民税の特別還付金として6万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、14ページから15ページをお開きください。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は、平成22年度の国及び道からの自立支援給付費医療費の返還金として254万7,000円の増額補正をお願いするものであります。次の福祉有償運送運営協議会経費は、協議会の1回分の追加開催の報酬として1万6,000円の増額補正をお願いするものであります。次の地域包括支援センター費、給与費、職員手当等は、職員の転居に伴い、住居手当8万4,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、後期高齢者医療費、後期高齢者医療広域連合市町村業務経費、負担金補助及び交付金は、療養給付費負担金確定により299万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次の児童福祉費、児童福祉総務費、次世代育成支援対策協議会経費は、委員会の開催回数及び視察の増により報酬及び旅費で、総額14万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、16ページから17ページをお開きください。認定こども園整備事業の旅費については、関係機関との協議のため12万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の衛生費、保健衛生費、環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、消費税の平成22年度確定及び平成23年度中間納付分並びに落雷による被害を受けた集落排水のマンホール内ポンプの修繕を主なものとして433万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の清掃費、塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場管理経費、工事請負費の水処理棟蒸気配管補修は、配管に閉塞、ピンホールが発生していることから89万1,000円、水源地ポンプ改修は、ポンプが過負荷状態で電流値が定格値より高い数値を示していることから64万9,000円のそれぞれ増額補正をお願いし、更新するものであります。次のごみ焼却施設管理経費の需用費の修繕料は、第2号焼却炉煙突の煙道取付け部の蓋が腐食により脱落していることから11万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に18ページから19ページをお開きください。農林業費、農業費、農業委員会費、農業委員経費の報酬は、委員改選に伴う精査により1万2,000円の減額補正をお願いするものであります。次に、農業振興費、強い農業づくり事業、補助金につきましては、JAつべつが事業主体で実施する加工馬鈴しょ、雑豆の収穫機械、小麦播種機械のリース事業として392万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次のその他農業振興対策経費は、今年度よりさんさん館を主会場として開催される産業まつりの実行委員会に対する補助金として40万円の増額補正をお願いするものであります。次の地域バイオマス利活用事業は、地域づくり総合交付金を受けて建設する木質ペレット製品保管庫の工事請負費として1,750万円の増額補正をお願いするものです。

次に、20ページから21ページをお開きください。環境保全型農業直接支払交付金事業は、より環境保全効果の高い営農活動の支援としてエコファーマー、有機農業者に対する補助金として399万4,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、林業費、林業振興費、林業振興対策補助費等、19節負担金補助及び交付金の負担金、森林整備担い手対策事業は、当初予算で32名分を計上していましたが、1名分2万2,000円の増額補正、猟友会に対する補助金は射撃場ドーム射台補強工事に対する工事費として2万6,000円の増額補正をお願いするものであります。次の木材工芸館体験工房管理経費、備品購入費は、今年度工芸館内に設置したペレットストーブの安全性確保のためガード購入費用として2万3,000円の増額補正をお願いするものです。次の未来につなぐ森づくり推進事業は、21世紀北の森づくり推進事業の後継事業として今年度から実施される公共造林事業で、カラマツ、エゾマツ等の植樹に対し、補助金として1,270万8,000円の増額補正をお願いするものであります。



次の土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費、道路橋梁維持管理経費は、町道 101 号線、107 号線の道路側溝清掃委託料として 89 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、22 ページから 23 ページをお開きください。町道整備事業、公有財産購入費は、町道 378 号線の用地買収費として 37 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の消防費、消防費、災害対策費、防災対策経費は、防災無線の故障により緊急対応したため、それぞれ流用した経費 6 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の教育費、教育総務費、語学指導助手招致事業費、語学指導助手招致事業費の備品購入費は、語学指導助手の住宅用 F F ストープの購入費用として 9 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の小学校費、教育振興費、その他小学校教育振興経費は、スクールガード・リーダー業務の経費を道の指導に基づき 13 節委託料から 8 節報償費に予算計上し直すものであります。

次の中学校費、学校管理費、24 ページから 25 ページをお開きください。中学校施設管理経費の工事請負費は、津別中学校の放送設備が故障し、使用できない状況であることから、更新工事として 238 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、保健体育費、体育施設費、温水プール管理経費、需用費、燃料は、暖房用燃料として 60 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。下段の学校給食費、給食センター運営経費の備品購入費は、調理場用冷蔵庫購入費用として 71 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開き願います。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、町民の森自然運動公園管理業務の事業完了に伴う精査により 5 万 8,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の同科目の携帯電話等エリア整備事業は、道補助金に歳入科目が変更となったことから 1,480 万円の減額補正をお願いするものであります。

次の道支出金、道補助金、総務費道補助金、総務費道補助金、移動通信用鉄塔施設

整備事業は、国庫補助金から歳入科目が変更となったことから 1,480 万円の増額補正をお願いするものであります。農林業費道補助金、農業費道補助金、農業委員会等活動促進事業は、事業の精査により 8,000 円の減額補正をお願いするものです。強い農業づくりは、歳出で説明しました J A が事業主体で実施する事業に対し 392 万 9,000 円の増額補正、環境保全型農業直接支払交付金事業は、有機農業者等に対する補助金として 199 万 6,000 円の増額補正、次の地域づくり交付金も歳出で説明しました木質ペレット製品保管庫整備事業として 870 万円の増額補正をお願いするものであります。次の林業費道補助金、未来につなぐ森づくり推進事業は、歳出で説明しました公共造林事業の植樹に対する補助金として 782 万円の増額補正をお願いするものです。

次の道委託金、総務費道委託金、総務費道委託金、道税徴収費は、保険年金救済措置に係る特別還付金の個人道民税分として 2 万円の増額補正をお願いするものであります。次の工業統計調査は、事業完了に伴う精査により減額補正するものであります。

次の財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、女満別空港株式会社の配当金があったことから増額補正をするものです。

次の寄附金、寄附金、一般寄附金については、本町、有岡惇二様からご寄附いただいた分として増額補正、次の総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金 1 件分として増額補正をお願いするものです。

次の繰入金、基金繰入金、土地開発基金繰入金は、町道 378 号線の用地買収分として 37 万円の増額補正をお願いするものです。

次の 6 ページから 7 ページをお開きください。諸収入、受託事業収入、農林業費受託事業収入、農業費受託事業収入、農業者年金業務は、交付金額の確定により 8 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の雑入、雑入、資源物売払は、農業者トレーニングセンター屋根防水改修工事で発生したステンレスの売り払いにより 21 万 6,000 円の増額補正、シンポジウム助成事業は、森林セラピー事業の事業完了に伴い 20 万円の減額補正、情報通信施設復旧工事補償費は、光ファイバー断線事故の 2 件分の補償費として 364 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。次の地域振興事業助成金、いきいきふるさと推進事業は、少年期振興経費の船橋市、南アルプス市、青少年交流事業が北海道市町村振興協会の助

成となったことから 100 万円の増額補正をお願いするものです。

次の町債、町債、総務債、臨時財政対策債は、額の確定により 4,505 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、第 1 表にお戻りください。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

次に、第 2 条第 2 表の地方債補正の変更は、臨時財政対策債の額の確定により限度額を 4,505 万 9,000 円増額し、補正後の総限度額を 6 億 845 万 9,000 円とする補正をお願いするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認につきましてよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 12 時 2 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

一般会計補正予算（第 4 号）について説明が終わりましたので、本案について質疑を許します。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 3 点について伺いたいと思いますが、まず 13 ページの多目的活動センターの管理運営経費についてですが、今般 129 万 2,000 円の補正を組みたいという要望なのですけれども、カフェコーナーは 5 月の連休前から運営していたと思うのですけれども、これまで例えばカレーライスも出しているとか、トーストも出しているとか、コーヒーも出しているとかというのは話だけは聞いているのですけれども、これまでそれらの器具はどうしていたのでしょうか。そこらあたりからお聞きしたいと思います。それと、もう一つソフトクリーム機なのですが、お話を時々伺うのですけれども、個人の方が出資して買われたというふうな話が聞こえてくるのですけれども、大変高価な機械だということで、個人の負担のまま甘えていいもの

かどうなのか、私は町としてきちんとこれからの見通しを立てるのであれば、町が財政措置をすべきではないかというふうに考えていますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、19 ページなのですが、その他の農業振興対策経費の中で、産業まつりの実行委員会の運営費を40万負担するということなのですが、これは私たちの委員会では説明がなかったことなのですが、産業まつりの総額どれぐらいの予算でやられるのか、また実行委員会としてどれぐらいの団体が集まられて、その負担というのはどんなふうにされるのか、JAとか大きな団体が入れると思うのですが、それらの団体の負担と町の分担というか交付金について、どんなふうになっているのかを知りたいと思います。

それから、その下の地域バイオマス利活用事業なのですが、これも私たち委員会には何の説明もなかったことで、これまでも多分つくった製品を保管していたというふうに思うのですが、どのように保管していて、そしてそれがどうしてできなくなったというか、使えなくなったのかとか、それからペレットそのものの利用が拡大されているのか、今後の生産の見通しが増えるのか、そういったあたりを知りたいと思いますので、この3点についてお伺いします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） ただいま茂呂竹議員のほうからご質問のありました1番目、多目的活動センターの備品購入、その中でも厨房機器の関係に対するご質問について私のほうから説明申し上げたいと思います。

5月の連休前からというご質問の始まりでありましたけども、5月の連休からということでご理解をいただきたいと思いますが、これまでそれにあたる器具はどのようにしていたのかという質問の趣旨だったと思います。先のこれまでの委員会の中でもご説明してきた経過がございますけども、まちづくりセンター運営協議会のメンバープラスカフェを何とかしなきゃならないという方々7名でカフェ部会を設置しました。その任意の組織でありますけども、そのメンバーの方々の中で、食品衛生法に基づく営業許可を持っている、そういう施設を抱えている方もいらっしゃるしまして、そこで使っているものの提供、あるいはそういった所での炊飯というようなこと

で今日まで乗り切ってきているのが現状でございます。

もう1つのご質問でありましたソフトクリームのサーバーの関係でございます。個人の出資で買われたとのことであるがということではありますが、まさしくそのとおりでありまして、3人の積極的なかかわりを持たれている方の厚意で購入されたものであります。町としては、そうすべきでないという考え方も含めて議論経過の中に加わったところでありましたけども6月議会では間に合わない、9月の議会では夏の一番いい時期が過ぎてしまう。来年に向けてというような議論経過もありましたけども、そう言っていられないと。私たちも、できたばかりのさんさん館を何とか夏場から盛り上げていきたいというようなことで、見切り発車的な形で3人の厚意のある方が購入されてきた経過がございます。とはいっても組織的な運営を図っていかなければならない行政の立場でもありますし、これまで施設の建設あるいは管理運営も含めてまちづくりセンター運営協議会と歩調を図りながら、いろんな意味でご意見をいただいて進めてきた経過がございましたので、サーバーの設置に向けては購入した事実はありませんが、実際それを設置して運営するにあたっては、運営協議会の中で一定の議論をさせていただきました。その中で、貸与とするのか、あるいはリースとするのか、そのルールは別にしまして、何らかの形でまちづくりセンター運営協議会が窓口になり、行政との連携を図って進めていかなければならないということを確認して、ソフトクリームの提供を始めたところでありまして、5月の連休から8月末までを一つの大きなくくりとしてカフェコーナーの実証実験という形で進めてきたところでありまして、一定程度その数字的なものについても明らかになってきていますので、先の委員会の中でもお話ししている経過がございますけども、次回の委員会までに今後のあり方について、特にソフトクリームの関係も含めて考え方を明らかにしてご報告していきたいという考え方を持っていますが、ご質問の關係に係る経過については、以上のとおりであります。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 産業まつりの關係で、本来は産業課のほうで答弁すべきでありますけれども、実は、津別産業まつりを創設した経過といたしましては、農商連携の懇談会がございまして、当時、ちょうどさんさん館が建設中だということ

もあって、農協のJAつべつの組合長のほうからやっぱり中心市街地の活性化ですとか、賑わいをつくる上でさんさん館を中心とした産業まつりを、今まで農協が収穫祭でやっていたお祭りをバージョンアップして、その催しを開催したらいいのではないだろうかというご提案がございました。その中で、近々もう3回ほど、特に主幹団体でありますJAつべつ、商工会、それと町と加わって3団体で一応協議を3回ほど重ねてきまして、詳細について先般固まったところでございますけれども、そういう中で開催の運びになったという経過についてご了解をいただきたいというふうに考えております。

そこで、その経費につきましては、大体この産業まつりに係る経費としては総体で95万ぐらいかかるだろうということで、町が40万と。それから、農協と商工会で負担をするわけですが、農協のほうは45万と。それから商工会のほうは当初予算からそういったことが計上されておきませんので、とりあえず会長承認の金額ということで5万円ということ。それから、もともとまちづくりセンター運営協議会でこんなに大きなイベントは想定はしておりませんでしたけれども、そういう地産地消的なものを開催するというので5万円ほどを負担をして、合計95万円で行うというふうになったところがございます。

内容については、今までの農協さんがやられてきたことの事業を踏襲しながら、一つにはJAと、それと商工会で役割分担をしながらそのイベントを進めていく考え方に立ってございます。特に、この前段言いましたようにバージョンアップするために、当然津別の産業まつりということで命題を打って、サブタイトルで津別町まるごとフェアという考え方に立っておりまして、いろんな協賛団体に呼びかけをしたところがございます。確定した団体は25団体ということで、JAつべつ、あるいは商工会の親部隊を除きまして、下部組織もありますけれども一定25団体の構成で10月9日の日に開催をする予定になっております。そのようなことで、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 19ページの木質ペレットの製造施設の整備関係でございますけれども、この間保管方法はどうしていたかというところであります。丸玉産業

さんの空き倉庫といえますか、そこを借りて今まで保管をしておりました。まず最初に借りていたのが、今回取り壊しをされました柏町の大きな倉庫を借りていました。あれが取り壊しをするということで、最終的に行き場がなくなるということで、水上鉄工所さんの横にD型の 140 坪ほどの、これも丸玉さん所有なのですけれども、そこに移転というか場所を移して借りることということで、今年の春先に移動をしたところですが、御承知のとおり東北の災害等ありまして、丸玉さんかなり忙しいといえますか、製品保管にかなり困っているというようなこともありまして、できればそこも移してほしい、丸玉さんのほうに返してほしいということで、組合のほうはかなり言われているということもありまして、それであればもう行き場がないということで、ペレット製造施設の横の町有地を一部造成しまして、そこに 120 坪の保管庫を建設したいということで所管の委員会に協議をしたところです。120 坪の規模の根拠ですけれども、ペレット製造施設は通年今のところ製造はしておりませんので、夏場とそれから冬の 1 月から 3 月まで休んでいます。6 月、7 月、8 月です。それと 1 月から 3 月まで休んでいまして、それ以外のところで製造していまして、特に需要が多い 1 月、3 月分の部分を冬場に製造します。去年の実績ですけれども、1 月から 3 月まで約 210 トンほど、これは主に公共施設のほうで使うのですけれども、その量の保管が必要だということで、それを逆算しまして 120 坪の規模を算定をいたしました。

今後の生産の見通しはどうかということでもありますけれども、22 年度の生産実績で申し上げますとペレットの製造は約 640 トン製造しております。そのうち公共施設のほうに販売をしておりますのが 542 トン販売をしております。一般家庭用に販売いたしましたのが 47 トン、工場で使用しているのが 66 トン、この時点で 3 月末の時点で在庫が 27 トンという形で、これは 22 年の実績であります。公共施設の使用量については、若干の増減は出てくるかというふうに思いますけれども、今言われたように一般のほうがなかなか伸びていないということもありますけれども、実は美幌町のほうが温水プールがペレットボイラーを導入しています。峠の湯がチップボイラーを昨年導入して今やっているのですけれども、温水プールのほうのペレットボイラーのペレットの原料を美幌町さん独自でつくるということで進めていたのですけれども、なかなかうまくいかないということで、組合のほうに美幌分もお願いしたいみたいな話が

来ているということは聞いております。数量的には多分うちの温水プールとさほど規模は変わらないと思いますので量的には 100 トン以上の量にはなるのだらうと思いますけれども、ペレット組合としての製造としては、そういう需要は出てくると。言われるとおり町内の一般家庭用への普及、それは依然として課題として残っておりますけれども、それらについても極力拡大はしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 多目的活動センターの器具についてなのですが、一般的に考えて、公共施設に自前の器具を持ち運んでいってやるということ自体が、やっぱりこの器具の購入が非常に遅ればせだったのだらうというふうに思います。それで、善意の方 3 人が大枚はたいてこのソフトクリームサーバーを買ったというふうにお聞きしたのですが、やっぱり町の対応というのが非常に遅いのではないかなというふうに思うわけです。こういうものは当然カフェを、当初事業者を決められなかったということがあったのだと思いますので、そこら辺は時間のずれやなんかがあっただけでできなかったのだらうと思うのですが、やはり私はどう考えてもソフトのサーバーを個人の方の負担にさせておいて今度どうするのか、例えばこのカフェの 7 人の方のうちのお金を出した 3 人の方が抜けられた場合、じゃあ、そのソフトクリームの機械をどうするのかというふうに考えると、私個人的に考えたらやっぱり町に買ってもらったのが一番いいのかなというふうに思います。やはり需要があって今回の利用拡大にすごく寄与したソフトサーバーですので、やはり遅ればせでも、私は町がきちっと費用を負担してその方たちにお返しすべき、そうして機械を引き取るべきではないかなというふうに私個人はそういうふうに思うので、今後どのようにされるか運営協議会なんか等で議論されるのだらうと思うのですが、私はやっぱり町の役割をきちっと果たすべきではないかなというふうに思うわけです。

それから、産業まつりについては団体の負担金あるいは協賛団体が 25 団体にも及ぶということで、町を挙げてのそれこそまるごとまつりになるのだらうというふうに思います。これは了解いたします。



それから、次のペレットの倉庫のことなのですが、今まで丸玉さんのお世話になっていて、利用できなくなったというそういう事情はわかるのですけれども、こんなにお金をかけなくても何とかならないのかなと。どこかに空き倉庫とかというものはないのでしょうか。探したのでしょうか。そういうあたりが丸玉さんの倉庫は近くてよかったのかもしれないのですけれども、どこかにそういうものがあるのであれば、私はここにそんなにお金を、美幌の 100 トンですか、見通しが出てきたということもありますけれども、美幌もペレットの実証実験しています、私も視察をさせてもらったのですが、やっていてそれがうまくいかなかったという結論なのかどうなのかわかりませんが、それにしても6月から8月と、1月から3月のその製造でストックしておくという場所が必要ということなのです。それはわからないわけではないのですけれども、何というか先行きが全く当初考えていたように一般家庭の利用が進んでいないということも含めて、私はここにこんなにお金を掛けていいのだろうかというふうに思うわけです。何かもっと別な方法がないのか、探ったのかどうかだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） 再質問のございました多目的活動センターの器具の関係でございます。茂呂竹議員のほうからご指摘がございましたように事業者が決められなかったことがあったかと思うところ辺が非常にネックでありまして、まさしくそう言わざるを得ない背景がございます。どういった業者が、どういったメニューで何をするのかということによって設置する器具も変わってきます。そういった意味では外構工事そのものが7月末、あるいは部分的には8月末までの工期だった関係で、ご案内のように6月の下旬から7月の下旬あたりまでには、あの駐車場が3分の1程度しか使えないような状態、あるいはコーンを置いて、どこから入り口かわからないような状態、こんなのもひと月あたり続きました。いろいろと入り口はこちらですよということでご案内申し上げましたけれども、一般の利用客そのものもご来館の人数が減るほど、やはり駐車場が整備されていないことのマイナス要因というのがございました。あそこに携わってきたものとして、そういった外構工事が進められている背景の中で、もう一方で開館がされているということのマイナス要因を承知し

ていたわけでありまして、そういった意味からも7月末までは、あるいは8月の第1週に行われた七夕まつりが終わるまでは、いずれにしてもカフェ部会、カフェをオープンしたにしても実験的な形にして、広く知らしめて営業行為を行っていくというのは無理なのではないかというようなことでスタートした経過がございました。

4月の21日だったと思いますが、新年度に入って初めてのまちづくりセンター運営協議会を行ったときに、多くの方々から、せめてコーヒーだけでも飲めるようなカフェにしていきたいですね、というような言葉を受けて7人の方々が立ち上がったわけがでございます。そういった状況からいきまして、直近で物品購入ができる補正するにしても6月議会、5月の中過ぎには一定程度ものを決めなければならない、そこまで煮詰め切れるだけの営業実績もない、そんなようなことも含めて今日まできたという経過がございます。その中に北海道の中でも暑い津別町が、短い夏のお客さんを呼ぶにはソフトクリームをというようところがちょうどかみ合ったわけなのですけれども、町としましては一連式のソフトクリームの機械を多少自由にできるものがあったものですから、その利用はどうですかということも投げかけた経過がございました。とつてもじゃないけれども10個当たりつくと洗浄しなきゃならない旧式のものでは商売にはならないと、若しくはお客さんを待たすわけにはいかないというようなやりとりもございました。経過についてはそんなこともあったということでご理解いただきたいと思いますが、ご指摘のようにサーバーを個人の負担のままで、そのまま放置していいのかということ決してそうはいかないと思います。しかし、もう一方では公共施設の中であるものすべてを町で負担すべきかということ、そうでもないとも思います。そういった意味で前段の中で1回目のご質問の中でお話したように、まちづくりセンター運営協議会が一つの主体となっていくとするならば、その中での個人の負担を解消し、リースなのか貸与なのか含めて、そういった整理というものをきちっと図って、町としてはまた別なサイドで広くカフェコーナー、あるいは広く言えば多目的活動センターの有効利用が図られるような機器の整備というものを図ってまいりたいと、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 保管庫の関係ですけれども、実は事業計画を当初したときに、現在製造施設がある所に保管庫も実は計画をしておりました。ただ、組合といいますか運営母体と協議しているときに、保管庫は当然お金がかかりますので、そこまでなくても丸玉さんの所があいているぞという話があるので、実際柏町まで運ぶというのはかなり大変な作業であります。であっても、そちらを借りられるということであるので、保管庫はとりあえず借りようということで進めてきた経過がございます。

今回、先ほど説明したように丸玉さんの近間の所がすべてどこも借りられない状況になるということで、ほかを探すということになると森林組合の裏にもちょっと空いている倉庫があります。そこもちょっと考えたのですけれども、1日に大型フレコンで大体12個製品としてでき上がります。毎日運ばないにしても2日に1回は、置くスペースが工場の中にあいませんで、2日に1回ずつ運ぶということになりますと、かなりの回数を共和まで運ぶということになるのが一つと、供給する部分で言いますと冬場が主体になってきますので除雪の問題が出てきます。倉庫に1回運搬するについても除雪、毎日降るわけではないと思いますけれども、そういったことも考えるとやはり建てるのであれば近間に工場の横に建てるのが一番効率的かなというふうに考えて計画をしたところです。確かに事業費が、通常のこれはD型ハウスというふうに通称で言うのですけれども、一般の農家の方が建てるD型ハウスとは構造的には全く変わらないのですけれども、建てる場所があそこだということで確認申請が必要になってきます。そうしますと農家の場合は簡易でかまわないのですけれども、布基礎にしなきゃならない、それから鉄骨を重量鉄骨にしなきゃならないというちょっと規制がございます、事業費が若干割高になっております。坪単価で申し上げますと14万5,000円ぐらいになっていますので、一般の農家の方の部分から言うと倍まではいっていませんけれども、それぐらいの価格でちょっと割高になっているのは確かに言われるとおりでというふうに思います。一応、組合のほうとしても最小限の坪数で、組合はもう少し120坪ではなくてもうちょっと多い坪数を要望されたのですけれども、事業費の関係もあるのでということで120坪で組合のほうには了承していただいたという経過がございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 多目的活動センターの調理器具についてですけれども、先ほどから2回ほどお伺いしたのですけれども、やはり問題は運営協議会がどうするという、そういう方針がまだ多分カフェコーナーを7人の方にお任せしたというところにとまっているのかなというふうに思うのです。ですから、今後運営協議会がこのカフェ部門をどうしていくのかという方針が立たなければ、なかなか難しい問題なのかなというふうにさっきからお話を聞いていて思っています。この間の中間報告では、これまでやっていただいたけれども、これ以上無償ボランティアは難しくなってきたというふうな中間報告だったものですから、今後この7人の方たちが全員が全員おやめになるかどうかわかりませんが、その形が変わっていくのであれば、やはり変わるときにきちっとやっぱり1回精算すべきではないかと私個人的にはそう思うものですから、町が財政措置をすべきではないかというふうに最初に申し上げました。

それから、地域バイオマスのほうの倉庫のことなのですけれども、お話を聞けばなるほどなというふうにわかるのです。例えば林協の裏までとなると結構遠いですし、そのための輸送のトラックだとか、それを釣り上げるものとかいろんな道具がいろいろと必要になってくるのだらうというふうに思います。現在そんなにペレットの需要が増えていないということであれば、将来的に増やすような方法をやっぱりみんなで考えていかなくちやいけないのではないかなというふうに思います。これから、新しくこども園も建つことですし、使おうと思えば幾らでも使えるペレットではないかというふうに思っているものですから、このことについては了承したいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） オープンカフェの運営についていろいろご意見をいただきました。実は、この前の委員会的时候にも報告をさせていただきましたけれども、7月の末の段階でいったん中間総括をして、その中で一番大きな点につきましては、今後運営のあり方についてどうすべきなのかといったところが一番大きなところでございます。よって、その運営母体といったものが、例えばNPO法人という形に

するのか、あるいは違う形の中で運営母体を、これはまちづくりセンター運営協議会が主体となるということは、これは皆さんのご意見の中には、これはあるわけであり。問題は具体論といたしまして、どうすべきなのかというところが一番これからの課題でございまして、そういう状況の中で今議員がおっしゃった、じゃあソフトサーバーの扱いについてどうするのかという議論も含めて当然出てくる話であろうというふうに考えております。よって、前回の委員会もそうだったのですけれども、これは次の所管の委員会までに運営協議会の中できちっと議論をいたしまして、今議員がおっしゃった方針を定めて、またご協議を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 利用拡大の関係でご意見をいただきました。確かに一般家庭部分、利用が進んでいないという状況もあります。今お話ありましたように公共施設含めて利用拡大に向けて努力してまいりたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初に、今茂呂竹議員からも質問があったわけですが、確認事項含めてお伺ひしたいと思ひます。

今回備品購入費含めて補正が上がっておりますけれども、先の委員会で若干説明があったわけですが、これまでカフェの部会をつくって、実験的にカフェコーナーをやってきたというように今報告はあったわけですが、その検証の結果、いわゆるボランティアでやられたと思うのですが、ボランティアとそれからさっきのソフトサーバーについても無償提供で運営をしてきたと。この報告によると、今後これはできない体制にあると、そういうふうに報告があったわけですが。そのような中で、この備品購入についてはほかでも活用ができるのだと、そういう説明があったのですが、まだそれでもほかで活用する、それはどのようにするかわかりませんが、何か次々としっかり定まらない中で、こういう整備を次々と出してくると、それについてスタートの時点から非常にちょっと疑問を我々生ずるところです。やは

り町民はそれだけ期待していたのかもしれませんが、建物自体もああいう建物ですから、しっかり中身についてやってほしいなと私どもも思っていますけれども、この試験的にやった部分について、収支について電気料等含めて館のほうに払っているのかどうかわかりませんが、先日の委員会では10万ぐらい利益があったと。その10万の現金についてどういうふうにするか対応についてはわかりませんが、そのことについてもきちっと明確にしなければ、さっき言った使用料は完全免除だと思えますけれども、公の施設で税金でいわゆる維持管理費賄っているという観点からすると、実費ぐらい支払うのが筋ではないかなと思えますけれども。それから、実績の報告で使用料をわずかながらいただいておりますけれども、どういう団体からいただいているのか、できればわかる範囲でいいのですけれども、お答えをいただきたいなと思えます。

それから、産業まつりの件で今いろいろお聞きしたのですけれども、中身について、予算を40万計上するわけですから、中身についてどのようなものをやるのか、概要についてお聞きをしたいと。我々思うには、農協さんがやっていた活波の会場のものがそっくりこっちに来るのか、産業まつりですから農林商工含めてどのような形で参加するのかわかりませんが、少なくともそれあたりの説明をびちっとすべきではないかと。多分実行委員会方式でやるのか、そういうことで進めていると思えますけれども、もう間近に迫ったこの企画について、会場の狭さ含めてどのように対応するのか、まずお聞きをしたいなと、そういうように思います。

それから、昨日の一般質問でもちょっと認定こども園についてお伺いしましたけれども、今回旅費を実は組んでいるところです。今朝の道新にも出たわけなのですけれども、17ページの認定こども園の普通旅費12万5,000円のいわゆる旅費ですから、どういう対応でどうのこうのと多分あると思うのですけれども、昨日の一般質問の中で町長の答えたやつを道新に出たかと思えます。ケアハウスの津別福祉会に、どこらあたりまで協議しているのか確認でございますけれども、それをまずお聞きをしたいと思えます。なぜかと言うと、ああいうふうに出されると、かなり進んでいるというふうに理解する人もいるし、どこらあたりだと、それあたりのものがあるので、そのことについて具体的にできれば説明いただきたいなと思えます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） カフェコーナーの実証実験の関係含めてスタートの段階から疑問に思っていたというようなご質問含めてあったと思いますけれども、6月議会に向けた委員会の中でもお話ししているように、やはり施設そのものが地産地消の推進に貢献する仕組みとすること、あるいはいろんな団体がチャレンジ的にかかわっていくようなこと、そして年間を通じたメニューと期間限定のメニューというようなことで通常の運営と一時的な運営というようなものも見込んでいましたし、さらに5月の実証実験の中で運営協議会の中でも認識として統一ができたのは、非常に不特定多数の人が特に遊び場コーナー等もあって、あるいは多目的ホールでは、会議あるいは料理教室が行われている。そこで料金をとって、あるいは料金をとらない方もくつろげるというようなところでプロパーが入って営業できるのか、そういった意味ではプロパーでないものが、交流の場をいかに促進するのかというような、まさしくまちづくりセンター運営協議会のようなところが経営母体になっていくことがふさわしいのではないかとというようなことが、おおむね6月段階で運営協議会としても一致できましたし、町としてもそういう考え方を持ちました。そしてまた議会の委員会のほうにも、そういった考え方を提示してきたところであります。

そういった基本的な考え方を持ちながら、6月議会に向けた委員会の中でも実証実験の目的というものを大きく3点ほど上げさせていただいております。消耗機材の調達に向けてどういったものが必要なのか、そして光熱水費の使用料はどの程度にいくのか、それと利用状況、土曜、日曜、月曜の運営でどれだけの出入りがあるのか、もしくは運営しないときには人の入りはどうか、こういったことを調べてきたところではあります。そういった経過を踏まえて今回一定程度調達すべき最低限の厨房機器というものを定めたところでありますし、もう一方で利用状況についても、先の委員会で一覧表でみなさんに周知したところであります。さらに、電気料、水道料につきましても、カフェコーナーの独自のものを持っていますので、そのオープンのたびに検針をしまして料金を算出してしております。参考までにですけれども、電気料は5月は3,100円、オープン時です。6月は1,874円、7月は4,622円、8月が3,466円という実績になっております。上下水道料につきましては5月1,713円、6月1,147円、

7月 1,761 円、8月 2,930 円というようなことで数字もつかんでおります。そういったことで今後新たなルールをもって経営として任せる母体のほうができたときには、議員のご指摘がありましたように一般管理費と同じような形で最低限光熱水費の部分については、納めてもらうようなルールづくりというものもしていかなければならない考え方を持って、運営協議会あるいは実際にかかわっていた方々とも協議を進めてまいりたいと、そんなふう考えているところであります。

後段のほうでご質問のありました使用料をもらっている団体をお知らせ願いたいということで、これは他の貸館業務をやっているところに対する団体のことだと思えますけれども、圧倒的に多くが例えば自治会連合会でありましたり、観光協会、これまで七夕まつりの実行委員会、そして産業まつりの実行委員会ということで無料のところ、あるいは8割減というようなどころが多く使われております。林研が今工事中な関係もありまして、行政にかかわるところの会議なんかも非常に多いわけでありまして、それ以外のところでいいますと、この間も新聞等でご案内されているとおりの津別に事務所を置かれている野宮さんを中心とする料理教室の関係、その他でいうならば同期会によるちょっとした交流会、それとトランポリン協会によるビールパーティー、主立ったところはそういうようなどころで使用料をいただいているということについてご報告申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 産業まつりの件でありますけれども、先ほど茂呂竹議員さんのほうからご質問ありましたけれども、体制についてちょっと報告をしておりますませんでしたので、その部分若干報告をしておきたいと思えます。今回の実行委員長については、JAの組合長が実行委員長になるということで、事務局長を役場で持つということで私が就任をしたところでございます。そういう状況の中で、今進めているわけでありまして、中身についてお話があったところであります。基本的には活潑でやっていたものをそのまま実施していくと。それと、あと新たなものとしてまるごとというふうになっておりますので、加賀谷木材さんの参加、それから木材工芸協同組合の参加、それからペレット協同組合の参加、それからサンマルコ食品さんの冷凍食品の販売、それからロマンス製菓さんの商品提供、それから小林ニットウ



エア津別工場の展示、それからアロニア研究会、津別トラックさんですけれども、このアロニアの販売、それからアロニア製品の販売、それからそのほかに各JAつべつ下部団体、それ以外の例えばオホーツク産直グループの「農楽堂」、それから商工会の下部組織の青年部、それから相生振興公社のクマヤキ、それから昨年も入ってありましたJA感謝祭に入っておりました網走漁業、それから西網走漁業におけるホタテですとかしじみの販売、それから津別町手をつなぐ育成会のパンの販売、それからあとは、趣味のサークルが6団体入りまして展示あるいは販売を行うというふうになっております。そのほかにランプの宿森つべつが商品提供するというようなことで協賛をいただいております。それから、協力団体として、当然ステージの設定をしてイベントを行いますので、これも山鳴り太鼓保存会、中学校のブラスバンド、それから活汲のリコーダーアンサンブル、それからMBAバトントワリング、これは活汲の収穫祭でやっていたとおりでございます。

会場が非常に狭いという、どうやってやるのだろうかというご質問だったというように思いますけれども、特に昨年農協の収穫祭でやっていた野菜販売、それから芋、玉葱の詰め放題については、グリーンマートの駐車場の今職員が使っている駐車場とそういった所を確保しながらその所では、さんさん館の施設駐車場ともう一つの会場という形になることであります。問題は、駐車場の確保という、これは当然期待される場所は、活汲でやった場合は車で利用する方が多かったわけでありまして、大体250台ぐらいを想定いたしまして、役場周り、それからグリーンマートの駐車場もそうですけれども、それから津別病院さんのほうにもご依頼申し上げまして、そこのちょうど空いている駐車場をその日使用をお願いしたいということで快諾を得たところでございます。そのほかに保育所がちょうどその日休みでありますのでグラウンドといいますか、そういった所も活用しながら、そういった駐車場を確保したいと。当然ながら、あと横切る問題が出てきますので、これについても実行団体の中でお話をして、例えば警備の方に、要するに横断しないような形の中で、そこをプロのほうで4名の方を配置したり、あるいは駐車場の方にも要するにJAつべつの職員の方も含めて対応したり、そのほかにもろもろありますけれども、例えば子どもたちが楽しめるようにファファだとか、そういったものもありますし、それからこれも昨年農協

のほうでもやっておりますけれども、農協のJA共済連でやっているドライビングシミュレーター、要するに交通事故を起こしたら、正面衝突をしたらどれだけのショックがあるよというような車を持ってきて、そういった体験をしてもらうですとか、そういったことがあります。特に今回それ以外にもバージョンアップしているのは、お楽しみ抽選会、餅まき大会も去年はJAのほうでもやっているのですけれども、特にタイムサービス、これは商工会が中心となって今進めておりますけれども、安価の提供をして要するにタイムサービスを行って消費者に還元しようという試みのイベントになっています。時間帯については10時から3時までということに限定をいたしまして、もろもろの景品も用意をいたしますので、当日は雨は本当は降ってほしくないのですけれども、雨が降った場合においても実施したいという考え方に立ってございます。

以上、内容としてはそういうことでございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 山内議員のほうから、ちょっとお話もございましたけども、ちょっと町長のほうから報道等の関係については町長が話をされるということですので、そこにあまり重複しないようにというぐあいに思っています。ただ、昨日の山内議員の一般質問に対する答弁書の中でございますけれども、これで社会福祉協議会につきましても、認定こども園の運営については困難との回答を得ている、もう1つケアハウスを運営する津別福祉会との協議が残っていますということで、町長のほうは答弁されたというぐあいに私は認識をしておりますが、ただ、ここでお伝えしておきたいのは、社会福祉協議会については、この認定こども園が運営できるかどうかという形で私どもは投げかけたわけではございません。7月の29日に津別町の保育所を委託している社会福祉協議会に対して、今町が進めている認定こども園というのはどういう考え方を持ってやるのかということを担当者のほうで、社会福祉協議会に行きまして役員の皆さん方にご説明をしたという経過がございますけども、その場所で質問として出てきたのが、運営をどうするのかということが質問として出されました。それで、私がお答えを申し上げたのですけども、法人格を持っている津別町社会福祉協議会、それと津別福祉会、既存の社会福祉士を持っていけば、この2つはやれるとい

う体制を持っていますよという話をさせていただきました。

それからもう1つ、仮にこれができないということになれば、新しい法人ということ想定をして考えていかざるを得ませんという話をさせていただきました。最後に向こうから出たのは、もう1つは、他市町からの学校法人との誘致といたしますか、そういうことは考えているのかという話も出ましたけれども、ここの部分については私どものほうは現時点においては考えてございませんということで、この3つの先ほど言いました話というのをお話を申し上げてきたところでございます。何日もしないうちに、今、日程は定かではございませんけれども、社会福祉協議会の会長より、一応、それを仮に受けるかどうかということに対して、実は困難ですという話がいきなり今年私どものほうにもされたところでございます。これは社会福祉協議会の総体の考え方ということで実は示されまして、社会福祉協議会にやってくださいと、それで困難だからできませんという答えではなくて、こういう方法がありますよという話をした段階で、数日後でそういう話を実は持ってこられたというようなことでございます。それから、津別福祉会との関係でございます。この新聞紙上で言えば、ここに協議中みたいなことで書いてございますけれども、私どものほうは具体的にこの津別福祉会のほうに受けれるか受けれないかというご相談はまださせてもらってございません。ただ、理事長とはしょっちゅう会う機会がございますから、この津別町社会福祉協議会の結論で、実はこういう話もあったのですという話もそれはさせていただきます、そして津別の福祉会も受け皿の一つであるというような話は、対象の一つではあるという話は、これは私と理事長の中ではそういう話も、これはさせていただきますけれども、そういうときになった場合は、時期が来れば具体的に津別福祉会のほうにご相談させていただきますと、そういうことで終わっている問題でございます。そういう意味では、全く協議中ではございません。それは、先ほど言いましたように受け皿となり得る、そういうところにたまたまそういう話の中で話がそういうこともありますよということでお話を申し上げたということでございます。

そういう意味では、今回の報道で、協議をしているというような報道は、これは適切ではないというぐあいに思っているところでございます。その旨の部分については、津別福祉会の理事長にはそういう事実ではありませんから、今日はそんなことが新聞

に掲載をされているということで申し訳ないというような形で私のほうからはお伝えをしていたところでございます。その後、既にちょっと聞きますと、津別福祉会がこの認定こども園をやるんですってねという電話連絡等も施設側のほうにはちょっといたり、ケアハウス側にいたり、当然、役員や理事さんのほうから、こんな重要な話を受けていて何にも話をされていないのかというようなことで話がされたというのも私のほうでは実は聞いてございます。そういう意味で本当に津別町福祉会側のほうには、そういう事実も含めてだったわけですが、影響が出てきているのかなというぐあいに思っております。

それと、これ最大のちょっと問題は、こういう報道を見て青木さんがどのように感じられたかということが出てくるだろうというぐあいに思います。私どものほうは、これは青木さんとも話をしていますけれども、経営に参加していただければというようなことも含めて、方法は確かにこういうことがありますよというお話はさせてもらっていますから、そういうような中で、何かこれだったら青木さんを抜きにもう既に全部進めているような、そう受け止められてしまうということになれば、これはもう本当に我々の本意ではありませんし、青木さん方にすれば町は信用できないという話になってくるかもしれません。また、今後の協議にこういう部分では差しさわりのことも出てくることもちょっと懸念もさせていただいております。16日の日に青木さん側とは協議をさせていただくというようなことでの、こちらのほうも担当者あつてございますので、それ以降、この議会後、また青木さん側と協議を進めていくことになるわけですが、そういう意味では青木さんのほうに、この経過の部分についても再度私どもがご説明をしながら、丁寧に進めていかざるを得ないなというぐあいに思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の件、副町長が大体お話ししましたので、ちょっともう少しだけ加えさせていただきたいと思っておりますけど、その前に旅費の中身については、後ほど担当のほうからご説明させていただきたいというふうに思います。

今日、新聞見て恐らく山内議員さんも感じになったと思うのですが、ぱっと読んで非常に違和感を感じたのです。いかにも津別福祉会と協議をやっているというよ

うなふうに、どうしてもあれを見ても受け止められますし、そしてその途中で新しい法人をつくる場合はというのが抜けているものですから、4月までに事業計画をつくってどうこうということで道にどうこうというのは、それは仮に福祉法人が受けるのであれば、そういう手続きは法人の手続きはいらないわけですから、新しい法人をつくる時はそういうのができますよということを昨日答弁で申し上げたつもりなのですが、中間が抜けたりだとか、これからやる部分が協議中ということで、進行形になっていたりというようなことで、これは何だというふうに正直思いました。

ごく最近の例なのですけれども、津別高校のキャンパス校のときも記事が載りまして、美幌高校の分校という表現が出たものですから、校長先生のほうから道新に抗議の電話を入れたというようなこともあります。非常にやっぱりマスコミというのは、一回流れると訂正というのはなかなかしてくれませんし、そういうふうであれば、例えば今副町長が言ったように、既に何だもう福祉会がやるようになっているのかというようなことが出てきているようですから、そうすると今度、本来的には道新が釈明しなくちゃならない話なのですけれども、僕らのほうが行って、電話をかけたりとか、足を運んで行って、こういうものに係る電話代でも人件費でも道新の本社に請求していいものなのかどうなのかというぐらい、そんな気分もあるところではすけれども、支局のほうには別の機会の中で、ものはちょっとお話しさせていただきたいなというふうに思っていますので、その辺、御承知願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） お尋ねのありました17ページの旅費の関係ですが、これにつきましては、幼保連携型のこども園をつくることについては、道のこども未来局、あと、それは保育所のほうですけれども、あと幼稚園の関係については道教委の学事課と協議が必要だということで、具体的に煮詰まってくれば、そちらのほうと協議をしなきゃならないというふうに考えております。それで、2名で2回分ということで予算計上をさせていただいております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 齋藤主幹のほうから、このさんさん館についてお答えがあっ

たのですけども、私が聞きたいのは、これまでやってきたいろいろ運営協議会含めて、いろいろ難しい中でやってきたのですけども、今回は電気料を補正していると。そして私が言ったのは、確か委員会で10万ぐらいは売り上げが利益で残っているというふうに耳に挟んでいるところです。使用料の問題については、今いろいろお答えがあったのですけども、その収支について明らかにわかりませんが、ボランティアでやっているカフェコーナーの売り上げがあつて、経費を差引いて10万ぐらい出たということではないかと思うのですけども、この10万円の扱いについて今後どういうふうにするのかというふうにお尋ねしたと思うのですけども、これがそういう実費含めて全く免除なのか、普通営業をやるのであれば、それなりの実費とかそういうものは支払うのは当然ではないかなと、そういうふうに思いますけども、それあたりについて考え方について再度聞きたいなというふうに思います。ということは、やはり我々のみならず、やはり町民というのは敏感なもので、いろいろどうなっているのでしょうか、それあたり非常に思っている方も多いのではないかなと思います。過去にこういう公の施設でこういうことがなかったわけですから、今回、町も全く運営協議会に委ねて、町の責任は全然わかりませんが、やはり公共施設という、そのきちっとした建前を持つ必要があるのではないかと、そういうふうに私は思います。

産業まつりについては、概要については詳しく説明があつたのですが、野菜含めてそういう農産物はこちらのグリーンマートの駐車場等含めて販売をすると、ほかのものはイベント含めてさんさん館のところでやるというふうに説明があつたのですけども、我々当初から危惧していたのは、イベントをやったときに人の往来について横断するなどは言えども、あそこでこれだけの催しをやるのに、あそこを早く言えば農協のところの信号機を回って行けと、きちっと指導できるかどうか非常に疑問があるなと。駐車場がみんなこっちだと、人の行き来というのは相当発生するのではないかなというふうに思います。当初からこの交通事故防止、安全については指摘しているところですけども、何か無理してやっているような感じがしてなりませんけども、町もそれなりの実行委員会に入って負担をするわけですから、それなりの責任が伴うと思いますけども、ここの実行委員会に入るということは、町の職員もここにお手伝いに入るのかどうか参考までにお聞きしたいなというふうに思います。

それから、認定こども園について、私ども一般質問した本人ですけれども、今朝の新聞を見たら全く既成事実で、もうあそこに場所が決まって建設されるような書き方をされて、私自身も非常に違和感を持って、町はどういうふうに思っているのだろうと、それを聞いたかったですけれども、町長も答えるにはきちっとして答えないと、マスコミですから、福祉と協議しているというふうにとらえたのかどうかわかりませんが、町長が言ったとおり一たん出されると、非常に見た方については、あの記事によるとそういうふうにとらえるかもしれませんし、やはり報道機関には、こういう難しい問題は事前に相談してくれと、町長が押さえているわけですから、それあたりのきちっとしたルールみたいなものを持つべきではないかなと思います。私のところにも今朝何人かから電話がきたのですけれども、もうそういうふうになっているのかいと。説明はしたのですけれども、特に、この福祉と協議については、もう年内に決めなきゃならないという今時間的な余裕のない中で、まだなのでしてないと、そういう副町長の話聞いたのですけれども、どういうふうを考えているのかわかりませんが、やっぱり社会福祉協議会に7月に説明をしていると。やはりそこらへん近い段階で福祉にも、やはりこういうふうなものだという説明はすべきではないかなと、こういう情報というのはそれぞれ聞こえていくわけですから、それあたりの対応について非常に厳しさが無いというふうに関心しております。道新に対してどういうふうに訂正させるのかわかりませんが、かなりの方が読んだとおりの考え方で町は進めるのだと、議会も早く言えば認知したように思われているようですけれども、それは私としても、私が言ったことではないので道新にどうのこうの言えませんが、町としての対応についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 電気料、水道料、光熱水費の実費負担については、これは近々にまちづくりセンター運営協議会の中で、今後の先ほど茂呂竹議員さんのほうからの質問で回答したとおり、そういったきちっとした母体の組織としてどうあるべきなのかという議論をいたしますので、そういった現状分析に立って私どもの考え方といたしましては、そういった実費負担については求めていく考え方に立っています。

それから、産業まつりのそういった想定の中で、そういったご意見をいただいて、そういったところの安全策といったものについてのご質問だったというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように、そういった警備関係の専門的な方、国道に4人立っていただいて、そこら辺の対応については万全を期したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

（「答弁漏れがありました」などという声あり）

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） それと、役場職員の対応でございますけれども、農協の職員につきましても、活汲でやっていた収穫祭の規模を含めて農協の職員についても全職員が対応できるような体制を組むような形の中で今検討をしております。よって、私どもの役場といたしましても、企画財政課、産業課の職員が中心となって、ここの対応をしたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 山内議員のほうからお話ございましたけれども、私どものほうとすれば、やっぱり手続きをきちっと踏まなきゃならないというふうには思っております。問題は、新しい法人を設立するときになんかということになるかどうかと思います。既存にある津別福祉会に仮に青木さんの、これ処遇の問題までいってどうかわかりませんが、どこかに迎えるなっていることは既存の中ではなかなかこれは難しい話だろうというぐあいに思います。そういう中で、認定こども園に青木さんのほうも参加していただけないかと、私がお説明を申し上げて言っているのは、そこに新しい法人等を立ち上げてというお話をさせてもらっているところです。ですから、最終的には青木さんのほうの考え方、意向なりが、これが固まらなければ、そこはどうにもならないだろうというぐあいに思っております。そういうことであれば、いろんな条件は当然あるでしょうけれども、それを仮に全部クリアした段階で言えば、じゃあ新しい法人を立ち上げましょうかということになってくるでしょうし、いや、それには到底、仮に参加できないという結論になるとすれば、私どものほうは



そこの判断をどうするかというのが出てくるかというぐあいに思います。ただ、既存の法人の部分についてでいけば、これは組織等がすべてでき上がっていますから、業務の一つとして、そういうやつをこの法人の場合ですから定款か何かを改正をしていけばということになるのだろうというぐあいに思いますから、それは法人等が最終的には判断をできれば、そこの前段の作業は残るかと思えますけれども、新しい組織を積み上げていくよりは非常に合意さえ得られれば、そこは早目にことは解決していくかなという認識は持っております。ただ、先ほど言いましたとおり、青木さんの考え方、それからこの部分を我々のほうと協議を煮詰めていって、どういう形で整理できるかというのは、これがやっぱり大前提だというぐあいに今のところ思っていますので、そういう手続きはきちっと踏みたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） マスコミの関係は、先ほど私のほうで答弁したとおり、支局長と会う機会を設けてお話しさせていただきたいなというふうに思っているところです。山内議員さんも違和感を持ったということは、昨日私の言ったことを理解されているということだと思っております。だから違和感を持たれたのだというふうに思います。それを違う受け止め方をしたというのは書いたほうですので、その辺どうしてこういうふうになるのかということ、それはお話しさせていただきたいというふうに思っています。これ実は、こういう大きな問題ではなくても、これまで津別町に関する記事も幾つかずっとありますけれども、たまにやはり違和感のある部分が出てきます。何かニュアンスが違うんだよなという、そういうのはやっぱり本人が書いているものじゃないですから、それはあります。そして、支局長も何年かには一遍変わっていきますので、それに対応してくれる人、それから対応がちょっと遅れたりとかさまざまありますが、それは個々に言う必要がないというふうに思いますが、やはりちょっと今回の場合は、そういう議員のほうにも電話がいたりとか、こちらのほうにもきたり、あるいは福祉会の担当の方のほうにも電話がいたりということで、非常に誤解を招くような記事ですので、これはまずいですよということで、お話しさせていただきたいというふうに思います。

事前に記事のチェック等々というのは、ちょっとそこまでは何かにつけてこちらが

お願いしたり、例えば何か行事をやるのにPRするのにお願いするということはありますけれども、その記者が書いているものをこう直せ、ああ直せというのは事前にお話をするということは、ちょっとそれは越権行為かなというふうに思います。だから、余計に書くときは十分その場でしっかり話し合われていることを正確に書いていただきたいということを要望していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） いいですか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この認定こども園について、副町長が今話があったのですが、その社会福祉協議会に呼ばれていったのかどうか、何か説明に行つたと。そして、回答についても正式な回答でないような、会長より困難であると後から来た、その程度なのですか。それできのうの一般質問でも困難だと、町長正式に言っているわけですから、やってほしいとか、どうのこうの言つたわけではない。ただ、認定こども園についてはこんなものだという説明をしに行つただけだと、そういう認識でいいのですか。それをまず重要な問題ですから、それで昨日はもう困難だという回答がきたと、そういうふうに正式に言っているわけですから、本来であればやっていただきたい。こういう町の支援策があるとか、いろんなことを説明した中で社会福祉協議会が検討した結果、これはちょっとできませんという回答をするのがこういう重要な事業ですから、正規な手続きではないかなと思うのですけれども、何かやっていることがきちっとした対応をしていないということなのですよ。ですから、我々はいろんな問題でも、そのあたりの町の対応がきちっとしたこのやり方がどうもまずいと。そういう既成の事実をつくりながら、後からいやが応でも不満足な問題でも事業提起して実施されるということになりかねないので、非常に我々もそのあたり、やり方について非常に心配しているところです。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） これは7月の29日に行つたのは、津別町として保育所を委託している社会福祉協議会です。その社会福祉協議会のほうからも、その町が今やっ

ている、検討している認定こども園の状況だとかを教えてくださいというような意向もありましたし、それは私どものほうとしても委託をさせている先のことでありますから、そこはきちっと話をしてくる責任があるだろうというような双方の考え方に基づいて、それを説明しに行ったということでございます。

当然、その段階では、これは青木さんとの認定こども園という性格ですから、保育所だけの問題であればこれは話は全く別です。認定こども園という性格の問題がありますから、幼稚園がそこに参入をするかどうかというのは、認定がつくつかつかないかという極めて大きな問題でもあるわけです。そういう状況で説明をして、社会福祉協議会会長のほうから後日そういう話があったということでございますけれども、その時点も含めて、社会福祉協議会に正式に要請ができるのか、検討してくださいと出せるのかどうか、それは青木さんとの先ほど言いました関係を含めていったときに、それは私としてはできかねる問題だというぐあいには思います。裏で取り引きをするみたいな形で、できたらどうなのだ、こうなのだろうということも、これはなかなかでき得ないだろうと。それは津別の福社会の部分においても同じことは私は言えるのではないかと。ですから、理事長のほうにそういう一定の方針が定まってきた段階で、また改めて協議をさせてもらいますよといったのは、私はそういうことだというふうに思っております。この点の問題を進めていく段階で、やっぱり相手が複数にまたがるわけでありますから、その辺のことは逆に言えばやっぱり十分に少し遅れる場合もあるかもしれませんが、やっぱり検討しながら進めるべきだというぐあいには私自身は思っておりません。重要なことは間違えないかというぐあいには思いますけれども、逆に津別町社会福祉協議会にこれができるかどうかまず相談してくださいとやったときにどうなるかという部分になると、ほかが進んでいない段階に平行していけるのであればいいのですけれども、やはりそれは問題が後々出てくるのではないかなというぐあいには私は判断したところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 社会福祉協議会のほうからの協議の中で、正式か正式でないかというそういうお話なのですが、実際に今副町長がお話しした内容について

ては私も一緒に同席をいたしまして、ご説明を申し上げたところですが、実は社会福祉協議会としては、そういう状況を踏まえて引き続き理事会等を開きまして、今の説明では社会福祉協議会としては今の現状の中では、認定こども園の作業については受けられないねという、そういう合意を得たということで後日、原田会長のほうから、実はその後すぐに役員会を開いて、今回のこの認定こども園については社会福祉協議会としては非常に受けるのが難しいという結論が出たので、そういうことをちょっとお伝えに来たということで、確認事項として、それは正式な話として受けていいのでしょうかということでお話を確認したのですが、会長のほうはそういうことでとってもらってもかまわないと。当然、事前に町のほうからやってくださいとか、そういう話をしない中で結果的にそういうふうになりましたけれども、社会福祉協議会のほうからできないという部分については、正式な話として受けてもらってもかまわないということで会長のほうから受けましたので、そういうことで町長を含めてそういう答弁をさせていただいていますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点かにわたってページ順に質問したいと思います。まず、9ページの総務管理経費の旅費ですが、大半が台湾だと思えますけれども、このうち台湾旅費が幾らなのか、積算根拠1名幾らで、あまり細かなくてもいいですが、日当が何ぼだとかそこまでいりませんが、1名当たり幾らかということについてお話をいただきたいと。多分、国内旅費よりも1.5倍だったか1.3倍だと思えますけれども、そういう高い形で旅費は計上しているのではないかなというふうに思います。

それと、今後、今回議会費は載っていませんけれども議員旅費も取り下げになりましたけれども計上していたと。今後どういうふうな扱いをするのか。先の一般質問では、はっきりした答えがなかったと思いますけれども、見たり見なかったり、その辺のルー的なものも含めて伺いたいと。

もう1つは、海外に今までフィンランド含めていろいろ行っていますけれども、過去の成果、1つ、2つでいいですけども、それについて答えられるものがあったらお願いをしたいというふうに思います。

それと続いて11ページ、森の健康館、暖房器具点検58万7,000円、これは至って経過年数を含めて定型的なものではないかなというふうに思うのですが、こういうものについて当初から把握ができていないのかどうか。3年なり5年に1回は必ずしなきゃならないというふうに我々の過去の経験では思うのですが、その点について伺いたい。

次に、森の健康館の内部改修、総額346万1,000円というふうに書いていますけども、大体毎年の維持管理経費、大体ざっと見ましたら7,800万から1,000万の範囲ぐらいいでかかっているのかなと。それで、今回改修する参考に資料をもらいましたけども、1番から10番までありますけども、これ軽微なものについてはホテル負担というふうなことだと思うのですが、多分それを上回るから載っているのだと思いますけども、1から10までの金額の明示をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、多目的センターの関係ですけども重複は省きます。消耗品、当初予算、今回補正24万5,000円ですけども、当初予算36万5,000円あったと、電気料もこれは似たようなものですが、当初66万8,000円で今回51万6,000円という形で、当初予算に匹敵するぐらいの多額な補正ということで、その後何か激変があっただろうか、中身についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

それと備品費ですけども、当初からのやつをすべて調べてみましたけども、去年の12月、初度調弁として582万6,000円、これ執行で若干落ちていると思いますけども、予算だけでいいですと、その後、今年の当初予算で28万だか何ぼだかあったのでなかったかな、ちょっと資料はあれですけども、当初含めて今回129万2,000円ということで、これも私は当初予算でほとんど整備ができたのかなというふうなことで、完結

というふうに思っていたのですが、今回こういうふうにもたいろいろその後の要望等で、こんな金額に膨れ上がったというふうなことで、この施設の装備といいますか、この辺で一応の区切りがつくのかどうか。利用の割には随分備品だけは次々なんか購入しているのでないかなということ、これだけの備品を配備したら、高度利用につながるのかどうか、これについても聞いておきたいというふうに思います。

それとソフトサーバーの関係ですが、とりあえず買ってというか、個人が買って配備はしたと。これ条例規則等に何らかの根拠があるのかどうか。今後とも例えば個人がまた違う物品を入れるという場合、個人についての対応をまた認めるのかどうか、何か公私の調達についてどうも一貫性がないような感じがしますので、その辺もお話をいただきたいと思います。

それと次に、多目的センターの資料をいただきましたけども、資料でいきますと4月から8月までのいろいろ利用実績やなんかの報告をいただきまして、トータルで1,000人程度ぐらいで、まあまあ今までに6,000人か7,000人ぐらいになっていますけども、利用計画、当初の計画を立てたときの利用計画に対して利用率は何パーセントになっているのか、これをちょっと聞きたいというふうに思います。あわせて今日でなくてもいいのですが、利用計画、これ会計検査の対象施設ですから間違えなく資料はあると思いますけども、利用計画を後ほどいただきたいなど。これ町民に説明を求められても全く我々、当初の利用計画がどんなふうになっているかというのはいけませんので、その辺、特にお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、この利用の中身の中で、役場関係の会議が何ぼあるのか。何回、何人というふうな形で、参考のために教えていただきたいというふうに思います。

次に、利用料金の関係、当初予算で98万4,000円組んでおりまして、これを月におすと8万2,000円になると。単純にいきますと8月までに収入がこれでいくと4万1,710円ということで、収入予算から見たら1割の利用というふうな形になるのですが、非常に利用料金の収入から見ると非常に利用率が悪いというふうな形になります。書いている言葉や何かからすると好評を博しているような形で我々受け止めているのですが、利用料金からいったら非常に軽率だというふうな形で、その辺についてのお話をいただきたい。もうちょっと言えば当初予算98万2,000円が過大予算だ

ったのかどうか、この辺についてもいただきたいというふうに思います。まあ、多少ありますけども、あとは飛ばします。

次に、25 ページの温水プールの管理の燃料費ですけども、ペレット関係なのですけども、過去3か年ちょっと当初予算と決算とを調べてみました。今年は当初予算 582 万 8,000 円で 60 万足して 643 万、22 年は当初予算 654 万で決算が 579 万程度、21 年は 535 万 9,000 万円で決算が 462 万 1,000 円というふうな形で、端数は整理しましたけども、去年の当初予算から比べると今年はかなり落として、また結局足りなくなって補正というふうなことになっていますので、この辺はどういう経過でこういうふうになったのかお聞きをしたいというふうに思います。

それで、最後にこども園の予算の関連質問ということで、先ほど山内議員もいろいろ話していましたが、産福委員会のサイドとしてちょっと確認をさせていただきたい。これも今日の新聞報道によるのですけども、大きな見出しで「民有地取得し建設へ」とこうなっていて、中身を読みますと 1 万 5,000 平米の民有地を取得し、建設する方針を明らかにしたと、決定したというふうには書いてないのですけども、この見出しを見ると、もう既に丸玉の土地を買うことに決まったというふうに受け止めるのが町民の一般的な形でないかなというふうに思います。そこで、これは町民の大きな関心事であります、これは町長か副町長ぐらいからお答えをいただきたいというふうに思うのですけども、確か前回の産福の委員会では、丸玉の候補地については青葉協議もまだ未了だという中で、合意に至っていないというふうなことで、候補地を決めてくれという話だったのですけども、決定はまだ今の状況の中では難しいということで、先送りしたはずでありました。だけど、今朝の記事では既に取得も決定したと思わせるような記事で、これ丸玉さんや青葉さんや町民に、誤解を非常に与えるのではないかなと。これらについて、町に対する不信が増えるのではないかなというふうな感じをしていますので、記事を掲載して既成事実になってしまったのかどうか知りませんが、いずれにしてもこのようなことでのさっきの福祉会の関係もそうですけども、まだ決まってないことをこういうふうに大々的にやられると、議会に対する不信なり議員に対する不信も出てきますし、我々もいろいろ電話をもらっていますけども、そんな中で本当に新聞記者は止められませんが、これ町長からもきちっ

と確認をしてもらう必要があるのかなど。

最後にちょっと総括になりますけども、この案件については旅費も組んで、次々と結局月ごとの工程で進めなきゃならない切迫した事情がありますので、早く我々に話せられる要件を整えて、全員協議会を私は要求していますけども、早目に結局話がでる下地をつくって条件整備をするならするということで、この大々的なこども園を建設するについては我々は反対をしているわけではないのです。ですから、その辺の要件を整えて、早く町のほうも準備をかなり急いでほしいというふうな形であえて申し上げておきますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 旅費の関係で大きく3点のご質問があったというふうに思いますので、最初の台湾の旅費の関係でありますけども、積算根拠はどうなっているかということでもあります。旅費規程に基づきます積算をいたしますと、4泊5日の日程で、この根拠の中には航空運賃それから支度料、日当、宿泊料、燃料サーチャージと細かくいくとたくさんありますけども、積み上げていくと39万ぐらいになります。これを過去2回の対応に倣いまして調整旅費ということで、ぎりぎりの中で1人21万9,030円という旅費の計上をしております。これを3名分ということで、今回補正をお願いしている65万8,000円につきましては、21万9,030円掛ける3人分で65万7,090円ということで、全額台湾に係る旅費ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから今後、2点目のどういう方針を持って対応していくのかということでもありますけども、今回の視察の目的がこれまでの総務委員会、それから昨日の一般質問の内容等を踏まえて、その範囲の中で一番効果的なのというようなことで考えておりますけども、1つは先方の公式行事への参加ということでもあります。それから、来年から予定している中学校の相互交流がうまくいくようにということで、先方の学校、あるいは教育関係者との協議というようなことを主にしたいなということで、その人選につきましても町長のほか教育関係者を中心に調整をしたいというふうに考えているところでもあります。今回の視察によって今後の交流のあり方が少し見えてくるというふうに思いますので、特に中学生の交流については何としてもこれを実現したいという



ことで今回訪問するわけですが、その内容につきましては、今後、教育委員会の中で協議いただいて、具体的な取り組み方針、何名派遣するとか、時期をいつにするかということについては今後の話になりますけども、それらに係る予算については、できれば来年度から実施したいということで、新年度予算に計上したいという考え方でおります。

それから、3点目の過去の国際交流、フィンランドとの交流の中で、どういった成果があったのかということでもありますけども、恐らく平成10年前後に3、4年間行われた交流だというふうに理解しておりますけども、スキーの関係と、それから福祉の増進というか、そういった関係で先進的な政策を行われているということで、先進地という形で視察したわけですが、具体的には高齢者だとか、あるいは障がい者に対する施策、それが進んでいたということで、そういった内容を持ち帰って津別の中で福祉行政に生かしているというようなことは聞いておりますし、また、民間の方がちょっとステッカーまで作成したのですが、ノーアイドリングということで今CO<sub>2</sub>の削減が盛んに叫ばれて行われていますけども、これを先取りする形で津別町からCO<sub>2</sub>を少しでも少なくしようというような取り組みが行われたというようなことで一定の成果はあったというふうに思っていますけども、いかんせん遠い国だということで、遠いということと日数がかかる、それに伴って費用負担も大きいというようなことで3、4年という期間で終わりましたけども、今後の台湾につきましては、近くであるということと、非常に日本に対して好意的だということも含め、それから子どもの交流に関しては、やはり留学もそれから交流もそうですけども、行かせる親の気持ちになってみればやはり安全だと、安全に目的を果たせる。安全にそこで研修ができる、あるいは滞在ができるというようなところが一つの大きなポイントだというふうに思っております。そういった面では、子どもを研修させる場所としては適地かなというふうに考えておりますので、長く交流が続くということを期待しているところであります。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 森の健康館についてでございますが、暖房器具の点検でこのたび58万7,000円という補正予算の計上となっております。今谷川議員ご

指摘のとおり、この暖房器具につきましてはストーブ関係、定期的な点検が必要でないかということで、ご指摘のとおりでございまして、今森の健康館にあります灯油ストーブ、これは平成 19 年度、設置は平成 20 年の 3 月ですけれども、ちょうど 3 年目がたったということで分解清掃を行いたいということで、本来であれば当初の中で上げるべきものだと思いますが、この間、指定管理者等の利用の状況といいましょうか、運営の状況なんかも聞いておりまして、今回、点検、整備をしたいと、このように考えておる次第でございます。

それと工事請負費で森の健康館内部改修工事 346 万 1,000 円の内訳でございますが、先日両委員会にお示しをいたしました中身、10 項目でございます。1 円までということではなく、ちょっと 1,000 円単位でご報告させていただければと思います。多少四捨五入をいたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。最初の新館の窓サッシの修理、ホール 1 か所、客室 5 か所という部分につきましては 12 万円。それから 2 番目のレストラン小上がり暖房改修で 133 万 2,000 円。それから厨房床排水設備、浴室タイル目地コーティング工事、これが 52 万円。トイレタンク式改修 2 か所、浴室男女、これが 24 万 6,000 円。それから新館クロス修理、客室出窓、天井、これが 12 万 1,000 円。それから 6 番目、新館洗面台コーティング、客室 24 か所、これが 10 万円。それから 7 番目の浴室トイレドア修理 2 か所、浴室男女でございますが、これは実は指定管理者に、アンビックスに引き渡したときにもあったわけでございますが、その部分はちょっと未改修でございました。この部分がありまして、これはちょっと 10 万円を切る金額でございますが、引渡しの時点でまだその部分が未改修だったということでございまして、これが 7 万 1,000 円。それから 8 番目の男子小便器コーティング 8 か所、これが 10 万 8,000 円。それから 9 番目の新館客室じゅうたん張りかえ 2 室洋室となりますが、これが 61 万 9,000 円。それから 10 番目の玄関補修でポーチの柱補修 2 か所というところでございますが、これが 22 万 4,000 円ということでございまして、これらを合わせまして森の健康館内部改修工事ということで一括計上した次第でございます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） 谷川議員のほうから幾つか多目的活動センターの関係でご質問がございました。まず消耗品、電気料、当初予算の倍の状況で激変があ

ったのかというご指摘であったと思います。消耗品の関係でいけば、特徴はコピーコーナーの関係でございまして、コピーを納めた業者との打ち合わせの中で事務所の職員の人数、あるいは規模からいって一般の類似の施設からいけば、この程度のトナーであれば大丈夫じゃないかというようなものをうのみにした積算でありました。実際に4月、5月、6月、7月と経過する中で、非常に多くの団体との協議の場、あるいは資料の提供、議会への資料の提出を含めまして、やはり企画財政課という特殊的な事情もございまして非常に企画立案にかかわるようなもの、図面、資料の提供を含めまして多くの団体とのやり取りがございました。そういったことを含めまして、この間の5か月間の経過を踏まえて来年の3月までのトナーに係る経費について今回補正を求めるものでございます。関連して電気の関係でございまして。昨年の段階で、施設の建設の協議の段階で、イニシャルコストとランニングコストの関係で資料提供している経過があると思います。内容についてご説明してきた経過がございまして、その中でも電気料の関係につきましても、照明器具に関する電気料、もう一つは暖房に関する電気料について数字を出していたところでございますが、新年度予算、今回の当初予算につきましても、その照明にかかわる部分と暖房にかかわる部分のみの予算計上でございました。ということからいまして、パソコンあるいはコピー機、町の宣伝のためのDVDを上映するテレビの電気料、多目的ホールの移動キッチンあるいはカフェコーナーにおける各種電気機器にかかわる電気料については計上されておりました。さらに8月には七夕まつりということで大きなイベントもございました。そういったことで、この4月、5月、6月、7月の電気料の実績からいまして、不足となる電気料について、この議会でもって補正させていただき対応するというようなことから、このような金額になったものでございます。と言いながらも、まだ多分これぐらいだろうというようなことでの推計から推測したものでございますけれども、何とかこの1年間、新たな施設であるとういことで施設の維持管理、運営のためにはマイナスになってはならない予算でございまして、これだけあればというようなことで積算したものであるということについてご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、備品の購入の関係であります。今回のこの補正でもって備品の追加は最後なのかというようなご指摘だったと思います。今年度に限りましては、こういっ

た形での対応で済むのではないかというふうに考えておりますが、実際にカフェコーナーの関係でいくなれば、実際に厨房に立つ方の関係、あるいは来客の方々からエアコンがついていないのですかというようなご指摘があります。あるいは非常に南に向いているコの字の建物でもありまして、西日が非常に強く入ってくると。多目的ホールでの30人、40人での会議の中では、非常に夕方窓を開けても非常に辛いというような声も聞いております。そういった意味では、カフェと他のよく利用される部屋に関するエアコンの設置については新年度予算で検討していかなきゃならないのかなというようなことで、内部で現在協議をしている現状であることについてお伝えをしておきたいと思います。

今回のこの物品の補正で、機器を備え付けることによって高度利用が図られるのかというご質問もあったと思います。今回、備え付ける物品については、先の委員会の資料の中にも記載のように、これだけはなければならぬのではないかという必要最小限度のものでございますが、現段階におけるまちづくりセンター運営協議会でカフェにかかわる方々、あるいは運営協議会の方々のご意見を聞きながら、最低これだけあれば大抵のことはできるでしょうね、ということのご理解をいただいているものがあります。さらにもう一方で、今年になってから岩見沢の給食センターにおける食中毒の問題を含めまして、この管内における保健所の食品衛生にかかわる申請の許可行為が、非常に厳密かつ厳しいものになってきております。この間も、多目的活動センターにおける七夕まつりの中で屋台を出店する経過がありましたけども、非常に手洗いの設置の関係、あるいは事前の肉を切るのはどこでやるのですかだとか、あるいは、ふるさとまつりの中でも具体的な例を出せば、自治会連合会女性部の方々がチョコバナナを実施しているわけですが、テントの中でバナナの皮をむいて、まな板で切って串を刺す。これは認められませんということで、担当した職員が帰って来られました。どこでやればいいのかという話をした場合、営業許可を持っている場所でやらなきゃならないと。そうなると中央公民館や中央公民館の厨房でも成り立たないということになりまして、多目的活動センターのカフェコーナーは営業許可の免許を取得しているところでありまして、何とかお願いできませんかということでカフェ部会の方にもお願いしたところ、喜んで使ってくださいというようなことでもありました。そ

うというようなことからいきましても、厨房に冷凍冷蔵庫がある、あるいは作業台がある、3.6リッター程度の炊飯器がある、そういうようなことで利便性を高めることによって、まさしくこの間の議論の中で積み上げてきたチャレンジ的な取り組みができるカフェであったり、カフェの厨房であったり、津別の食材を売り込んでいく、その営利目的として利用できる厨房が町の施設としてあるということは非常に優位なものではないかと、そのようにも考えているわけであります。そのようなことから、カフェコーナーの厨房の安定経営を図る意味での備品購入でもあり、ただいま触れました今後津別を売り込んでいく、あるいはこれまで可能であった民間のものが出店をするというときの準備ができる、そういう施設が生まれるというようなことも含めて高度利用につながっていくのではないかとというふうに担当者としては考えているところであります。

もう1つ、ソフトサーバーの関係で条例規則の関係はどうなっているのだということでご指摘がございました。条例施行規則の第8条の中で、特殊物件の申し込みの関係については町長の許可が必要ということになっております。そういったことで先に茂呂竹議員のほうからご質問があったように、そういった個人のものについての取り扱いについては、というような質問の中でもちょっと触れましたけども、まちづくりセンター運営協議会が申請人というような形で手続きをしながら、その内部の詰めについては先ほど企画財政課長のほうから説明したとおり、まだまだ詰めていかなきゃならない部分がありますけども、個人のを、あるいは他の団体のものを公共施設に置く場合の手続きについては、ただいま触れましたように条例施行規則第8条にのっとっての手続きということで、どなたでも自由な形で物品が持ち込まれてもいいのだというようなことにはなっていないということについてお知らせしておきたいと思っております。

続きまして、利用計画をいただきたいということでもございました。利用計画の作成につきましても、保管しているのはこの施設の建設整備を行いました産業課のほうでありますので、そちらとも協議をしたいと思っておりますし、議会事務局とも協議しながら計画書の配付の関係については検討させていただきたいということで、私の段階からの説明はここまでにしてもらいたいと思っております。

それと、利用計画には目標人員等が定められていて、それがどの程度達成されているのかというご質問もあったかと思います。利用計画では1万 1,725 人と年間の目標が掲げられております。というのも、道産材をフルに活用したものをいかに多くの方に見てもらうのかという、見てもらう、施設に入ってもらおうということが大きな目標で、そういった人数設定がされているわけでありまして、委員会資料の中で配付しておりますように4月から8月までの5か月間の利用実績が、利用者も使用者も含めて8,250名ということになるかと思いますが、割り返してみると5か月の間で70.36%ということから、非常に駐車場の整備だとか含めて環境の悪い中で、目標を上回るような数字になっていることを大変ありがたく思っているところでありますけれども、もう一方でご指摘がありましたように収入の予算、過大だったのではないかというご指摘もございました。まさしく現段階ではそうだと云わざるを得ない現状にございます。これから冬場にかけて農業団体の方々に積極的に使ってもらおうようなことについても働きかけたいと思いますし、特徴的には、やはり中央公民館や町民会館を利用されているまちづくり団体の方々が幾らか流れ込んできている。あるいは若干なりとも新たな団体が多目的活動センターならこういったことができますねという利用もありますけれども、収入につながるような物販活動だとか、そういったものにつながる利用に欠けているというふうに思います。私の耳に入ってきているところでは、システムキッチンの展示だとかで1週間とか10日間ぐらい長丁場で貸し切って使うことはできるのだろうかなんていうような問い合わせもありますので、それは町内業者でありますけれども、大いに使っていただければというお知らせもしているところでありますが、まちづくり団体、多くが8割減の収入しか入ってこない状況でありますけれども、もう一方では、そういった津別を売り込む、あるいは津別の利益を求めながらいろいろ活動されている方々が、大通に面している施設を有効に活用しながら商売につなげていくようなことでも使ってもらえればなというふうに考えているところであります。行政の利用者の件数、あるいはその人数をお知らせくださいということでありましたけれども、大変恐縮でありますけれどもその資料、手元に今日持ってきておりません。後日になりますけれども、お知らせさせていただくとういことをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（伊藤 同君） それでは、私のほうから温水プールの管理経費の関係のペレットのことについてお答えをしたいというふうに思います。議員のほうから3年間の予算、決算の比較のお話がありました。ただ21年度については、A重油のみでの決算となりますので、ここのところはちょっと割愛をして22、23の比較の中でお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それで、今回の補正の金額60万1,000円については、当初22年の実績にあわせて約80トンのペレットの使用を見込んでおりましたけれども、現在のこの補正の段階であと17.5トン足りなくなるという見込みで、合計、今年の使用料が97.5トンになるという予定をしております。その理由としては、一つは夏、5月といいますか、5月の温度それから7月の温度が低く、その辺でペレットの量がかかったということと、実は22年度からこのペレットのボイラーに切りかえているのですが、22年度当初、切りかえの当時、若干トラブルやなんかがありまして、ペレットの使用が遅れたということがありまして、22年度のほうがペレットを利用する日数が今年に比べて少なかったということがあります。その裏づけということではないのですが、数字的に言いますと22年度4月にA重油を3,000リッター、23年度は4月にA重油を6,000リッターというふうになっております。22年度5月A重油が9,000リッター、5月から23年度はペレットのみと、これは26トン、約2万6,000キロです。26トン、ペレットを使っております。6月は、これはちょっと寒かったこともありますが、平成22年度は1万3,500キロ、13.5トンで、ペレットは23年度は20トンということになっております。7月が22年度ペレットが10トン、平成23年度については12トンという、こういう推移になってございまして、この分の違い、一番大きいものは5月の差でありますけれども、5月、22年度は15.5トンを使用しておりますけれども、23年度は26トン、約11トン多く使っております。これは先ほど申しましたように、4月、5月の中でA重油とペレットの切りかえが22年度でちょっとうまくいかなくて、ペレットの使用期間が短かったと、その代わりA重油が両方4月、5月で1万2,000リッター使っていると、それに比べて23年度は4月のA重油6,000リッターのみであとはペレット

を使っていると、こういうようなことがありますて、ここの見込みが当初と違ってペレットの使用量が増えてきたと、こんなような状況になってございます。

経過としては以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） こども園の関係でございます。谷川議員のほうから、この新聞の見出しを見れば、もう決まったような感じだというようなご指摘も含めてありました。私の認識で言えば、財産の取得に関する議決を上げ、そして予算が出されて、それにあわせて、この場で決定をして初めてそれは決定だという認識を持っておりますから、現状の段階では、まだ候補地というような形の中で今話を進めさせてもらっているというようなことだというふうに認識をしているところでございます。

もう一つ、この取材の関係に関しては、今回の部分で言えば町長も私も新聞社のほうから取材は全く受けておりません。そのことだけはあえてお話をさせていただきたいと思えます。

それから、早目に話ができる下地をと、またそして早く早急に進めなさいというご意見だったかというように思えます。私自身もそのように思っておりますから、16日にこちらの担当が会ったときの話等も含め、今内部で検討を進めているところでございます。そういうことを踏まえて青木さん方のほうとは、本当に折衝を繰り返していきたいなというぐあいと思うところでございます。そういう中で議会のほうともまたご相談をさせていただきながら、また議員の皆さん方のお力を借りなきゃならない場合も場合によっては出てくる可能性もございますけれども、そういうことも踏まえた上で早急に進めるように努力していきたいということでございますので、谷川議員のご努力もひとつお力添えいただければというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 再度整理をしながら質問したいと思えます。台湾の旅費の関係については中身は十分にわかりましたけども、議会費の組み方をどうするか、多分答えがなかったかな。それと、この問題について町民が注目していろいろ我々にも入ってくるのですよね。ですから、例のさっき住民満足度調査やなんかもありましたけ



れども、やっぱりこういうふうなものは時と場合によっては何点かセットでアンケートとか、我々も町民の過半数の賛成があればこういうことを言わなくて済むのです。だから、そういうできれば可能な範囲で住民のやっぱりサインがもらえるようなそういう手順を踏んだほうが、この辺でいいのかなというふうな感じがします。

それと森の健康館、これも中身大体わかりましたけども、アンビックス社のほうから経営は決して楽ではないというふうな形で、赤字経営に対する話やなんかだとか、今後、再延長の話やなんかも非公式にどうなのか、その辺をちょっと見通しとしてお話を聞かせていただきたい。

それと多目的センターについても大体話はわかりましたけども、我々も多目的センターについては再三再四、いろいろ町民からの声を素直に出しているのですが、多目的センターの看板がまた今度、我々黒い黒いという話をしたのですけれども再度また黒くなったと。それで、あれも正面からしか見えないという話もあったりして、やっぱり車の往来で目につくなら三角だとかそういうふうなことやなんかも含めてあれなのですけども、再度看板が黒になったのはどういう検討経過でなったのか、これを聞かせてほしいと。それと植栽工事の関係で、外側から見え過ぎて行きたくても何かちょっと抵抗があるというふうな話を前に指摘したのですけども、今回の植栽工事を見ていると、まだやっぱり相変わらずガラス張りはいいのですけど、見え過ぎというふうな感じがあるかなというふうな形で、そういうことが利用者のちょっと敬遠というかブレーキにもなっているということで、この辺についてもどういう検討されたか伺いたいというふうに思います。

それと、温水プールの関係については、中身はわかりましたけども、エコだとか含めて津別は森林の町ですから、酸素は都会から比べればものすごく供給しているはずなのですけども、やっぱりA重油から見たら、当初からかなり高いものについているというふうな形で、22年、23年A重油と比較しただけでも22年110万程度、23年でいくと180万程度余計にやっぱり燃料費がかかっていると。だからエコ的な問題では非常に胸を張れる部分があるのかもしれませんが、こういう結局A重油の燃料で使えばかなりの町費の節減をして、これが町民の福祉やなんかに予算も振り向けられるというふうな形の中で、ちょっと私としては施策上はちょっと疑問があるかなとい

うふうなことで、それについて何かありましたらいただきたいというふうに思います。

それと、多目的センターの関係の利用だとかその辺については後ほどいただけるものもありますので、1回目の答弁でわかりました。

こども園の関係ですけども、16日にまた会われるという一番肝心の青葉さんと。何かちょっと聞きますと、担当課長と主幹が行っているというふうなことだと思うので、すけども、私は再三言っている、これだけ期日が切迫して、しなきゃならないのに、もう正副町長が出て、本腹をもって私はもう協議をしたほうがいいのじゃないのかなと。すべて段取り八分できて、手打ち式にだけ正副町長が行くのでは、ちょっとますますスピード感がなくてますます遅れるのではないかなということに危惧していますので、そろそろ正副町長が出番だということについて言っておきたいというふうに思います。

それと、新聞の対応のこの関係ですけども、やはりこれだけ町民を、町長も真意でないと思うのですけども、これだけ町民が場合によっては間違っって受け止められるような記事の書き方をされると、町も迷惑、我々も何をやっているのだと、我々も本当に尻から火がついてお叱りを受けることになるのですけども、これについて何らかの対応をきちっとすべきで、例えば新聞記事が間違っただのではなくて、委員会、議会対応が例えばまだこれからですとかなんとか、新聞社の顔も立てながら修正の記事というか、そういう補足的な記事を書けるというふうに思いますので、その辺はぜひされたほうがいいのでないのかなと。それによって町民の無用な誤解も解けるというふうな形で私は思いますので、その辺も最後念を押しておきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 9ページの旅費の関係で、漏れていた内容についてお答えいたします。議会費の旅費の関係でありますけども、今回、台湾に行くというふうな目的は3つありまして、1つはご案内いただいた伝統行事への参加。それから中学生の交流。そしてもう1つは友好都市の提携ということについても双方そういう思いを持っているのであれば、もう少し具体化したいということではありますけども、先の委員会において、そういった取り運びになるときは、議会あるいはその所管の委員会の理解と協力が必要だということで、ぜひ今回一緒に行っていただいて、そういっ

た協議の場に入っていただきたいというふうに考えてご提案いたしましたけども、最終的には、もう少し具体化するのを待ったほうがいいのではないかとということで、今回はまず子どもの交流、それを事業の中身としてはそれを先んじてやらしていただくということで考えて、今回のような予算措置の対応をしたわけであります。

(何事か言う声あり)

○総務課長(林 伸行君) 今回、行きまして当然そういう友好都市の話も出ると思えますので、そういった内容を持ち帰って、その内容を十分吟味して、そして所管の委員会にもまた相談しながら次のステップをどうするのかということでご協議させていただきたいということで考えているところであります。

○議長(鹿中順一君) 企画財政課参事。

○企画財政課参事(石橋吉伸君) 11 ページの森の健康館についてでございます。森の健康館の経営状況につきましては、本年6月の両委員会で経営状況についてお示しをしたところでございます。ごらんになっておわかりのとおり、初年度であります。赤字ということで、大変今後の運営についても頑張っていかなければいけないという感じを持っております。

谷川議員のご質問の今後の見通しなのですけれども、具体的にあと2年後といいましょうか、更新の時期といいましょうか、また指定管理を再度行うという時期に向けての具体的な話は現実はまだいたしておりません。ただ、毎月とは言いませぬけども、約月に1回程度現地の森つべつの関係者と私どもと意見交換を重ねておまして、その中で一番ネックになるのは、やっぱり収支といいましょうか経営だということで、頑張ってもらいたいという町の意向は十分に伝わっておりますし、そのことでもって引き続きお願いできればという意向も伝えております。先の両委員会でもお示ししました入り込み状況については、若干昨年とはちょっと違った傾向が見られるものですから、私どものほうとしては、とりあえず本年度は計画といいましょうか、目的を達成できるような運営を期待したいということでお願いしているところでございます。また、定期的にといいましょうか、またこういう機会、定期的に行っておりますので、そういった内容も含めてお伝えをし、意見交換をしてまいりたいと考えております。

○議長(鹿中順一君) 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） 多目的センターの看板が黒いという関係含めてご指摘がございました。私もあそこに5か月ちょっといまして、なぜこの色にしたのですかという強烈的な批判をされる方と出会いました。友達に連れられて1回行ってみよと言われて嫌々だけど来たのだけれど、来てびっくりしたということで、非常に外が黒いがゆえに中に来た木の迫力というものをこんなに感じるとは思いませんでしたというようなことで、これを引き立てるためにわざわざやっぱり黒にしたのですねと。いやそうですともまた言いづらかったのですが、外から見てやっぱりマイナス印象として見られている方、私も直接そういう声を聞いて感じました。片やもう一方では実際にそういったものを設計して広い意味でいろんな施設を見ながら建築された、設計された設計屋さんの意図するところも、もう一方ではあるのかなというふうにも思っています。私の感想を言っても仕方がないのですが、そういったことを含めてあそこの建物のイメージというものが一定程度黒というような形で走り出している事実もあります。いろいろ建築を担当しているものとも協議したりしながら、もちろん内部でも協議して決めてきたところがありますけども、バランスを最優先にした背景がございました。このことについてご理解をいただきたいと思います。

もう一つの植栽の関係、木の高さを優先するがゆえに、ちょっと横に枝が張り切っていない木だったのかというふうに思います。秋からまた春を迎えまして60センチから70センチぐらいは新芽が伸びるイタヤカエデというそういう木のようなので、来年の春にはいい形になるのかなというふうに期待もしているところであります。もう一つ、足元のツツジの関係でいきますと、やはりご指摘のようにやはり低かったなというふうに思っています。ツツジが年が明けてどの程度芽を息吹くのかちょっとわかりませんが、あそこに張り付いた以上、私が剪定したりするような立場だと思しますので、実際に利用されている方の声を聞きながら適期枝払い、あるいは新芽を止めるだとかというような作業をしながら、より景観にすぐれ利用勝手のいいような植栽づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（伊藤 同君） 先ほど温水プールのペレットの関係で、年々維持費がペレットにしたら上がってきているじゃないかというお話がございました。確か

に金額的には上がってきているのは確かでございます。ちょっと、今度はA重油の21年からの比較をさせていただきますと、A重油、平成21年については6万3,700リッターほど使っております。そして22年については、1万8,000リッター、23年については今のところ予定ですけれども1万2,000リッターということで、それぞれリッター数の差というのが21年に比べると5万1,700リッターA重油は少なく、それから22年に比べると6,000リッターほど少ないということになっております。それぞれその時々単価がA重油の場合は違ってまして、21年当時の3月でこれは割り返しだけなのですが79円ほどで、22年の3月末で95円、今110円近い数字になってきております。それからいくと、それに換算していくと同じような上がりになっているのではないかと、まして今後長い目で見るとペレットのほうが安くなっていく可能性といえますか、安くなっていくというものもあります。世界的に化石燃料がだんだん少なくなると、その値段自体が高値安定で、どんどん高くなっていくという問題がありますので、確かに単年度的な比較ではそういう数字では現れますけれども、今言った単価の違いや、今後の動向によりますから一概には言えませんけれども、化石燃料が高くなっていくという問題からいくと、どちらが得になるのかというのは今後の推移にかかってくるのかなというふうに思っていますし、単価の問題からいくとペレットが非常に高いよということだけにはならないのかなというふうに私ども判断しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） こども園の青木さんとの関係なのでございますけれども、ご指摘のとおり16日の日によろやく青木さんと連絡が取れまして伺ったところです。実は、今までは前段私と石川主幹と行って、それからその後2回ほど副町長を含めて、青木さん個人という形で今まで協議をしたのですが、16日においては青木さんのほうから、今回はお寺のほうのそういう役員の方、それから学校法人ですので、学校法人の役員の方も含めて、今までの経過も含めて話をしたいというようなことになりましたので、今回については私と石川主幹と2人で出かけたというようなことになっております。

それで、今回については、お寺のほうの総代長、それからもう1人総代の方と、そ

れから法人の役員の方と3名ということで、これまでの話について、それから計画について、そして土地の関係についていろいろご説明を申し上げまして、何点か向こうのほうからも確認をされたというような状況で、内容については今ちょっとお話しできる内容ではありませんけれど、今後、お互いに町のほうの状況もちょっとご説明申し上げます、ちょっと時間のない中で今後協議を進めさせていただきたいというようなことも含めまして、今度精力的に副町長、それから町長も含めて打ち合わせをするということにしていますので、もう少し時間といたしますか、スピードが上がるのかなというふうにちょっと考えております。

それからもう一つ、今までは前段お話ししましたけども、青木さん個人とのどうしても話ということが中心になっていましたけれども、今度は総代といたしますか役員の方も含めて、当然、青木さん個人との最終的な話になりませんので、学校法人それからもしかしたらそれに付属してお寺のほうからの要求も含めてというようなこともあり得る可能性もありますので、当然青木さんのほうとしても学校法人のほうとの内部のいろんな話し合い、それからお寺との中の役員さんとの話し合いも含めて、それから町との話し合いになるということもありますので、その辺でまた逆に少し時間かかる可能性もあるかもしれませんが、総代長それから学校法人の役員の方も含めて、少しスピードを上げていただきたいということもお願いしながら、今回については協議を終えていますので、今後についてはもう少し早くなるのかなというふうに考えておりますということをご報告を申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 総体的にとりあえず話だけは聞きましたので、この中でいろいろ私が言った部分ばかりでないですけども、重要なことは町政懇談会あたりにありのままに出して、町民の率直な声を聞いてやると非常に町政上、運営上いいのではないかなと思いますので、その辺をよく吟味してやっていただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町政懇談会は、今回、認定こども園の関係でお話のテーマに私も考えておりますので、これ実は今回5回目になりますけれども、個人的な感想で

は結構楽しいのです。いろんな意見交換ができて、こういう考えをしているのだというのがいろいろ出てきまして、そういう意味で大した苦にならないで何十か所と回って歩くのですけれども、そういうことはこれからも続けていきたいなというふうに思っています。

さっき新聞報道の関係で、これもやっぱり正直、率直に言いますと何かまた余計な仕事を増やしてくれたなという感じをしています。ただ、そうやって出してしまったものですから、これは支局長ともちょっと話をして、さっき谷川議員さんが言っていましたけれども、訂正記事というのはまず出したというのは記憶にありません、私も。出してほしいと言ったことはありますし、よそのことでも、そういうことを言ってもなかなかそうならないのだよねというのは、よく聞く話です。先ほど議員の話の中、補足記事というような言い方をされていましたが、これはちょっとヒントになるなというふうには感じています。やっぱりこれから追跡していくのでしょうから、そこにはこれから今回の部分については抗議をしますけれども、その次の記事についてはしっかり取材をしていただきたいということでお願いしていこうかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 1点なのですが、先ほどらい出ている多目的活動センターの、ここに数字が載っていないソフトクリームのサーバーの件なのですが、先ほど担当の人の話ですと、なかなか最盛期に町を通すと時間的な余裕がない、6月議会だとか9月議会になると遅くなってしまっていて、一番売り上げの多い時期を逃してしまうというような中から、何とかしようという人たちがお金を出し合って買うという経過になったということはわかりました。今ちょっと寒くなってきていて、かわら版によりますと10月というふうなこと、最近よく出ますね5月の営業日、6月、7月、8月はこういうふうにします。それなりに宣伝をしてもらっているのですが、この間の委員会でちょっと気になったのは、何とかしなきゃならないと言ってきた人たちに引き続きお願いをすることは難しいだろうというようなお話もあったかと思えます。それで、ずっと何十日もこの間、5月のゴールデンウィークから閉店というか、ちょ

っと閉めるまでの間携わった人たちをそのままにしておいて、ご苦労様でしたと終わろうとしているのか、また、ソフトクリームが動き出すような時期になったら、今度はどういう人が責任を持ってやるようになるのかということを考えてときには、百三十何万円ぐらいのこと、数字の上では本体の代金がそうであれば、私は先ほどいろいろな人の意見を聞いていると、町が買ってしまったほうがいいんじゃないか、はっきりするんじゃないかということなので、早い段階に相手と協議をしていくということになるのだと思いますけども、こんなにこんなに何というか問題になる、やっぱりどう考えても自然ではないですよ。じゃあ、次の人が何かを持ってくるときには第8条で町長の許可を得るというふうなことになってきたときに、そっちはどういう条件で許可を得られたのかということになると、なかなか難しい問題になってくるんじゃないかというふうに思いますので、私はできるだけ早い段階で買い取るのか、全く申し訳ないけど出している人の1人の話では面倒くさいことはもう嫌だから、こんなふうに言ったのです。おれおれ詐欺に遭ったと思えば安いものです。そんなようなことがいろいろな人のところに広がってしまうというのは、私は言うつもりはなかったのですが、そんなふうに覚悟をしてまで、その人たちに迷惑をかけてやるようなことではないというふうに思うのです。ですから、これは考えていなかった出費になるのかもしれないのですが、すっきりして来年度を迎えてほしいというふうに思いますし、できれば今回のソフトクリーム等に売り上げの中で、民間というか普通のところだと人件費でどんどんどんどん払われ、材料とかってありますけど、ソフトクリームの材料原価というのはそんなに高いものではないと思います。機械とかそういういろんなもの、付属するいろんなものを差し引けば、1個につきというのはかなりの利益があるはずなのです、違う営業経費というものを差し引けば、ですから早い段階でそこにお支払いをし、足りないものについては町が買うとか、あるいはまちづくりセンターがそういうようなことができるかどうか、その辺のところはちょっと私わかりませんが、会議をするたびにソフトクリームのサーバーがどうなのかというようなことは、もう解決していただきたいなというふうに思っています。

それともう1点、あそこだけが、ソフトは8時ですか、私も夜行ったのですが、最近、大通り商店街も私どものところも、もう早い人は6時にお店を閉めてしまいま



す。その中で、あそこだけがこうこうと電気がついているというのも、例えば会議があつたりとか、公民館だとか町民会館もそういうその実態を調査して閉館時間というのですか、そういうのを変えてきて、節電をしているのかどうかわかりませんが、そんなふうなこともしているということだと、商店街が真っ暗になっている8時から9時、あるいは9時から10時というか、その辺のところを見ると、ちょっとあそこに住んでいる商店の人も言っているのですけども、違和感がある、そんなことも言われていますので、できるだけ早い解決と、それからそこのお店を閉める時間。

それともう1点は、時間が非常に長いためにボランティアの人が営業できないときには事務職員の人というのでしょうか、さんさん館の方をお願いをしてソフトクリームの営業をしているというふうな状況もあって、そこら辺のところも人員をうまく使うとか、そういうことではいいのかもしれないのですけども、何か、あれもこれもみんな同じとか、はっきりしないというようなことが続くと、そして閉まっていて事務所のほうに声をかけてください。そういうのはお客さんのほうの立場からすると非常に失礼なことだと思ふのです。ですけども、それは商売ではなくボランティアとかそういう形でやっているから、できないときにはということで丁重な看板というか何かを置いて、事務所のほうにお願いしますというふうには書いてあるのですけども、そんなこんなでいろいろ問題が出てきているところなのですけど、ぜひ毎回同じ質問に苦しい答弁をなさらないように早く解決をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） 幾つかご質問がございましたが、私の段階で答えられる部分について現状の説明含めてお伝えしたいと思います。

1つ目、いずれもソフトサーバー絡みなわけなのですけども、何とかしなければならぬという人たちがお金を拠出して、その後は協力できないよというのは、あとは引っ込んでくださいというようなことになったとしたら、あとどうするのですかというふうに聞こえたのですけども、それでまずよろしかったでしょうか。

（何事か言う声あり）

○企画財政課主幹（齋藤昭一君） ソフトサーバーの資金を拠出しました3人の方だ

けでなくて、ほかの4名の方も含めて、要するにカレーライス、コーヒーについて提供をしてくださっていましたが5月1日からかかわっていた方々含めて、ただではもうやってられないという言葉は一切聞いておりません。私たちこれまで苦勞してきたのだから、これからも気持ちよくかかわっていききたいという認識を持っております。そういった意味では、先の委員会の中で、これ以上ボランティアでもって継続して進めていくわけにはいかないというのは、まちづくりセンター運営協議会の委員の方々であったり、それを受けた行政の立場としての表現だということでご理解ください。その7名の方々は、こういった新しい施設が中心市街地にできて、いろんな地元の懐かしい方々とお会いしたり、不特定多数の方がいい施設ですね、これは何ていう木ですかということ、新たな出会いもあって大変ながらも楽しみを覚えているというようなことで、そういうことからいけば運営協議会のメンバーとしても行政としても、このままボランティアで継続していくわけにはいかないというようなことで、一定程度条件整備を図っていかなくちゃならないという認識にいたることをまずご理解いただきたいと思えます。

2つ目、このソフトサーバー、町で買い上げることが一番良いのではないかとような解決策の提案でございましたが、先の議員さんのほうからのご質問の中でも課長のほうからも答弁していますように、運営協議会とこの間の経過を踏まえて8月末までの数字等をしっかり見て、今後考え方を定め新たな運営母体、新たな体制づくりをしていきたいということで考えておりますので、その考え方を提示し、ご議論し決めていきたいということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、おれおれ詐欺に遭ったと思ってあきらめたい。これは行政にものを言っても対応してくれないから出した、機械を買うためのお金の部分は返ってこないものとして泣き寝入りするということでその方が言ったのではないというふうに私は聞いております。要するに、何とか町のために、もしくはその施設のためにものを買ったばっかりに、夜の当番含めてあごで使われるようにはめられて、日程にはめられて出て来なくちゃならないというのが非常につらいというようなことで、まさかこんなことになると思わなかった、そういうようなことからいってもソフトサーバーも含めカレーの部、そしてコーヒー関係含めてかかわれる方々が無理なく、楽しくかかわっていく

ような体制づくりをしていかなきゃならないというところは関連してくるところなのかなというふうに思っております。

それと、9時までこうこうと電気がついているということで、営業時間は一応、暖かい時期は8時まででしたけども、気温が下がることによって一気にソフトクリーム売り上げ個数が1つとか2つしか出なくなりました。そんなことを含めて10月の9日には産業まつりがありますので、それまでは細々とでも午後6時までつないで、それまでには一定程度在庫の部分についてもなくなるので対応していきたいということですので、そういう意味では少し、ちょっとした明かりをつけて不特定多数の方々が集まれるような施設になっていますので、電気を消してしまうわけにはいきませんが、誰かが入って来れば電気がつけられるように警備員のものにも言っていますので、節電ともう一つは多用途に利用できるようなことを含めて平行に考えながら進めてまいりたいというふうに思っています。

臨時職員がソフトクリームの対応をしているという関係で、ちょっとご指摘のように聞こえたのですが、そのように土曜、日曜、月曜、ここはカフェを開いておりますし、引き続きソフトクリームも以前は午後8時までやっておりました。昼間の部分というのはどうしても働いている方も多いので、午後の6時あるいは7時だったら来られるわというような当番を決めた場合、カフェを閉めた後、後片付けをした後、3時半から職員が残っている6時までの間、ちょっと今日は当番の者が対応できないのだけどお客さんが来たらちょっとソフトクリームつくってもらえるかいというようなことについては、対応させていただきますとういことで了解を得て、それぐらいは町としても貢献していかなきゃならないのかなというふうに考えてきたものであります。これが来年の夏以降も永久的に続くようなことでいいのかというと、決してカフェコーナーのために臨時職員を採用しているものでもありません。そういったことも含めて先に戻りますけども、今後の運営のあり方について職員のかかわり含めて協議しながら、運営母体と運営体制のあり方について協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 私が言っているのは、その人たちがどうこうとかそういうことでなくて、ちょっと回答を聞いていると私の思いと違ったようにも聞こえたのですけども、要はやっぱりそういうふうになったからというのではなくて、7人の方は別に何々がほしいとか、何がどうこうとかそういうことではないし、ソフトクリームのところなんかも出した人が商工会関係者ということもあり、事前の話やいろいろ中で聞いたりもしています。だから、儲からなくてもいいけど盛り上げるためにと、確かにそのとおりなのです。ですけども、そこにばかり甘えてもいけない。そして、こういうふうに、そんな形で自由に持ってきて商売やっていいのかみたいな声が聞こえると、その人たちの思いも違ったように聞こえてしまう。その辺は、やっぱり、設置をしているところがもう少し理解をしてあげないと、だんだん、うちにいるよりは出て行って気持ちも明るくなつたし、母さん顔色も変わったねと言われたとって喜んで手伝いに行っている人もいるのも事実です。ですけども、そうでない、そういうことがわからない人たちには違った見方をしてしまうので、それはやっぱり設置している町の責任としてでも、何でもまちづくりセンターがこうだからということではなくて、もう一つ言えば、じゃあセンターの人たちがその人たちだけに出させるわけにいかないから、会長もほかの人も僕たちも出すというような話まで出ているというふうな状況もあるのですから、そういうところを考えたときには、高いお金か安いお金かわかりませんが、これ以上、その人たちに負担をかけないで、いろんな意見も出ているから、すっきり町が買い取るなりしたほうが私はいいのじゃないかということです。

以上。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 非常に貴重なご意見、前段に茂呂竹議員さんからも、このソフトサーバーについての貴重なご意見もいただきましたし、篠原議員さんもそういった貴重なご意見をいただきましたので、私どもも早い段階に先ほど言うておりましたように、この問題については決着をつけたいというふうには考えておりますので、そういった面で、近々の部分の中で、じっくりとまちづくりセンター運営協議会の中で議論した結果につきましてご報告を申し上げまして、協議していきたいという

ふうと考えておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この件については、いろんな方からお話出ていましたので、私のほうからもちよっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、僕のほうにも会長、副会長、事務局長がみえられまして、これはソフトクリームの部分だけじゃないのですけれども、いろいろどうすべきかというようなことも相談を受けました。私としては、そういうふうになっていくかどうかは別として、お話ししたのは、例えば今カフェコーナーを見ていても、今運営しているのはまちづくりの協議会がやっておりますけれども、その中のカフェ部会がカフェをやっています。今度新たにまたソフトクリームが入ってきたということで、会計がまた別々になっているのです。それは買った人はソフトクリームの部分で返していくということになるでしょうし、こっちはまたソフトクリームを抜いた分の会計がされているということで、これはなんか非常に複雑なので、やっぱり運営主体はまちづくり協議会がやるようにして、そしてそのソフトクリームの機械そのものは、まちづくり協議会が買うという方向ではどうなのですかねという話をしたのです。それを例えばいろんな財団だとか、様々お金があるところがありますので、それにうまく合致すれば、そのお金を利用するというのも一つの方法でしょうし、あるいはそれがなかなか難しいというのであれば、例えば、協議会が買うときに、町がそれを補助金で出してあげるだとか、そういうこともあり得るのではないですかと、そうなった場合は今度さっき話も出ていましたけれども、いずれNPOとかそういうところに向かうのであれば、今からそういう機械が例えばそういうふうに入れば当然複式簿記や何かで単純な会計だけではだめですので、そういう固定資産だとか、流動資産がどうなっているというようなこともやっていかなくちゃいけないです。それは準備段階から進めていくようなこと、そしてお金、今ボランティアで働いている人たちも、せいぜいお小遣い程度はあたるようなことを考えるような、そういう方向でやっていったらどうでしょうかとお話をしました。そのときに僕もよくわかりませんが、そのお小遣い程度というのは仮にNPOになれば、これも最賃制が適用されるのかどうかちょっとそこまではわかりませんが、お小遣い程度ぐらいはあたるような、でいけば収入はどれぐらいあって、もう少しや

らないと入ってこないということになれば、やっぱり銀行の支店長もその協議会の中には入っていますので、専門職としていろいろ計算してもらって、そしてこんなやり方だと何とかいけるよというようなことをやっぱりいろいろ出してもらって、基本的には運営協議会が進めていくと、会計もそこがやるんだというようなことを進めるべきではないのかなというお話をさせていただいたものですから、それも参考にして協議をされるんじゃないかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 4 時 9 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じる前に、本日の会議時間が議案審議の都合によってあらかじめ延長をしておきますので、よろしく願います。

休憩を閉じ再開します。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 57 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 57 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では療養費の伸びを見込んだ保険給付費と通知のあった各納付金等の増及び前年度超過分の補助金等の償還金の追加が主なものであり、歳入では、保険給付費等の財源として、国保基金繰入金の追加を内容とする補正であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,330 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 4,145 万 6,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをごらんください。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 退職被保険者等療養費におきまして、退職被保険者等療養費としまして、ここまでの実績から当初予算からの増を見込みまして 46 万 2,000 円の追加補正であります。

款 3 後期高齢者支援金から、8 ページの款 6 介護納付金につきましては、本年度分の納付通知がありましたので、それらに基づきましてそれぞれ補正するものです。款 3、項 1、目 1 後期高齢者支援金では 58 万円の追加。同じく、目 2 後期高齢者関係事務費拠出金では 3,000 円の減額。款 4、項 1、目 1 前期高齢者納付金では 3 万 8,000 円の追加。8 ページで同じく、目 2 前期高齢者関係準備費拠出金では 1,000 円の減額。款 5、項 1 老人保健拠出金、目 1 事務費拠出金では 4 万 5,000 円の減額。款 6、項 1、目 1 介護納付金では 463 万 4,000 円の追加であります。

続きまして、款 7、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金につきましては、前期高齢者交付金分の財政調整に伴い、高額医療費共同事業医療費拠出金として 84 万 1,000 円の追加であります。

10 ページは、款 11 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金として、前年度交付金等に対する超過分の償還金としまして、療養給付費等負担金分として 1,635 万 4,000 円、出産育児一時金補助金分として 6 万円、高齢者医療円滑運営事業費補助金分として 9,000 円、特定健診国等負担金分として 37 万 7,000 円それぞれ追加するものであります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので 4 ページ、5 ページをお開きください。款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金としまして、償還金等の財源としまして 2,330 万 6,000 円の追加補正であります。

それでは、条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 58 号 平成 23 年度津別町介護保険事業特



別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第58号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でもご説明いたしましたように、歳出では、前年度の介護給付費等負担金の超過交付額償還に伴う追加の補正であり、歳入では、償還金の財源として介護給付費準備基金繰入金の追加による補正であります。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ403万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,795万2,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。款6諸支出金の項1償還金及び還付加算金におきましては、目2国庫支出金等償還金の償還金利子及び割引料として、国に対する前年度超過負担金交付額の返還分として403万9,000円の追加をお願いするものです。なお、返還分の内訳は、介護給付費に係る国、道、社会保険診療報酬支払基金で335万2,425円となり、介護予防事業などの地域支援事業に係る国、道支払基金分が68万7,495円の返還内訳となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。款7繰入金、項2基金繰入金につきましては、目1基金繰入金で、前年度の超過負担金交付金の返還分として、介護給付費準備基金繰入金から403万9,000円を繰り入れるものであります。

では、第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第59号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第59号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹(清野敏幸君) ただいま上程されました議案第59号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、内容のご説明を申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、先の提案理由でご説明しましたように、歳出では特養の備品購入費、デイサービスの車両修繕料をそれぞれ追加し、歳入では、前年度余剰金の繰越金及び車両保険の給付に伴う諸収入の追加による補正であります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,660万3,000円とするものでございます。第2項につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらん願います。款1施設管理費におきまして74万1,000円の追加補正をお願いするものであります。内訳といたしまして特養施設費、特養施設管理経費、備品購入費で地上デジタル放送機器として居室等テレビ用チューナーを23台購入しました執行残として3万9,000円の

減額。また、特養の開園当初に購入しました除雪機が本年3月、電気系統が故障し、部品が既に製造されておらず修理不能となりましたことから、除雪機購入に伴う予算として施設器具等73万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、デイサービス費、デイサービス運営経費、需用費、修繕料で4万8,000円の追加でありますが、去る8月4日、利用者を送迎中、対向車からの飛び石によりフロントガラスが破損したことによる修繕料として4万8,000円を追加しようとするものでございます。

続きまして歳入にお戻りいただきまして、4ページ、5ページをお開き願います。款3繰越金、前年度繰越金69万3,000円の追加であります。歳出の特養施設費、備品購入費、追加補正額の相当分でございます。

款4諸収入、雑入の追加であります。デイサービス送迎車両のフロントガラス破損に伴う車両共済金として4万8,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは最初の条文にお戻りいただきまして、第2項の第1表につきましては、ただいまご説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださいますよう、よろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 60 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 60 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、歳出では消費税、公共汚水柵設置工事、第 2 系水処理施設改築診断調査業務、下水道管理センター長寿寿命化計画策定業務、下水道全体計画調査業務などを主なものとした事業精査と、歳入では、歳出に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の精査によるものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 8 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,035 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の総務管理経費につきましては、消費税については、平成 22 年度支払消費税及び平成 23 年度中間納付消費税の納付見込みにより 391 万 2,000 円を追加するものです。款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 1 管渠管理費の管渠管理経費につきましては、管渠管理費の経費の工事請負費につきましては、公共汚水柵設置工事において、特定公共賃貸住宅、まちなか団地の建設に伴い 6 基の設置を予定しており、箇所数の増加により 205 万 6,000 円を追加するものです。続きまして、マンホールポンプ管理経費につきましては、近年、落雷が原因となった機器の故障がマンホールポンプ内において発生しており、これら事故に対する共済保険については、現在、掛け率を 50%としておりますが、修繕費用と保険料を比較した結果、掛け率を 100%にしたほうが有利と判断されることから、掛け率をアップすることとして増額となる 4,000 円を追加するものです。

款 2 特環下水道費、目 2 処理場管理費の処理場管理費、委託料につきましては、現

在、下水道管理センターには3つの水処理施設がありますが、このうち、更新時期を迎えました第2系列については補助事業による改築は難しいと判断される所であり、このため、処理場の安定的な運転のために第2系列の水処理施設について、単費により必要な部分の改修を進めたいと考えており、そのための調査業務として204万8,000円を新たに追加するものです。款2特環下水道費、項1下水道整備費、目1下水道整備費、管渠等施設整備事業補助の委託料、下水道管理センター長寿命化計画策定業務につきましては、平成3年から4年に建設しました第2系列の改修を目的とした計画でありましたが、現在、3つの系列がある水処理施設のうち、交互運転により2つの系列だけを稼働させている状況の中では、第2系列を国庫補助事業で改修することは難しいとの判断もあり、本年度計画していました長寿命化計画につきましては策定を見送ることとして800万円を減額するものです。また、第2系列の改修を行うとした場合、事業が24年度、25年度に亘ることになりますが、現在の下水道基本計画等の計画期間が平成24年度となっており、この計画期間を超えて事業を行うことができないため、期間の延長を目的とした下水道全体計画調査業務についても延長を要しないこととなったため49万5,000円の減額を行うものであります。

続いて、8ページ、9ページをごらんになっていただきたいと思います。款3個別排水費、目1個別排水管理費の役務費の手数料につきましては、個別排水施設の維持のため、毎年度保守点検、清掃業務を委託して実施しておりますが、清掃の際に汲み取る浄化槽汚泥の量が、本年度、これまでの実績によりますと当初計画より増加が予想されるために12万6,000円を追加するものです。

款4集落排水費、目1集落排水管理費、マンホール内ポンプ管理経費の需用費、修繕料は、8月6日の落雷により故障した活汲地区の第15マンホールポンプ内水位計の修繕費で、43万1,000円の追加となります。保険料、建物共済3,000円の追加は、管渠管理経費の保険料と同じ理由で補正をするものでございます。

4ページ、5ページの歳入にお戻りいただきたいと思います。款3国庫支出金、目1下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、下水道管理センター長寿命化計画策定業務と、下水道全体計画調査業務の見送りに伴い424万8,000円を減額するものです。一般会計433万円の追加は、歳出の精査に伴い繰り入れを行う

ものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第61号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第61号 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第61号 平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、収益的収入及び支出において、収入では公有自動車損害共済金として雑収益の追加、支出では営業費用において原水及び浄水費、総係費について所要の追加を行おうとするものであります。

それでは、内容を説明いたしますので3ページをお開きください。はじめに、収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2雑収益、その他雑収益につきましては、7月15日に起きました共和第1幹線の水道本管折損事故の際に、修繕資材を公用車で高台排水場に取りに行った際に、明かりを消していた場内の管理棟に追突し、リアガラス等を破損した事故に対する公有自動車損害共済金として24万4,000円を追加するものです。

続いて、支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の修繕料につきましては、上里取水場から上里浄水場までの間に設けられている減圧室4池のうちの2池について、フロート弁の故障により急遽修繕を行ったことから、今後の修繕について不足が見込まれるため34万円を追加するものであります。同じく、目3総係費の手数料及び修繕料につきましては、公用車の事故に伴う修繕料として、手数料から16万4,000円を流用したこと、修繕料の8万円についても公用車の修繕に伴い今後不足となる分、それぞれ追加するものでございます。

続きまして4ページは資金計画でございますが、記載のとおりでありますので説明は省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。このページは貸借対照表となっております。6ページ下から5行目、当年度純利益は、ただいまの補正により1,483万2,000円を見込むものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。第2条収益的収入及び支出において、収入については24万4,000円を追加し、収益的収入の総額を1億3,413万2,000円とし、支出については58万4,000円を追加し、収益的収支の総額を1億1,093万円とするものであります。

次の2ページの平成23年度上水道事業会計予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分に整理したものであります。

(何事か言う声あり)

○建設課主幹(江草智行君) すみません。収益的支出の総額ですが1億1,930万とするものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎認定第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、認定第 1 号 平成 22 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 25、認定第 9 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 17、認定第 1 号 平成 22 年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第 25、認定第 9 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

お諮りします。

これら 9 件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき内容の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの9件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は、別紙配付のとおりでありますのでご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ただいま上程となりました決算認定のための審査については、昨年同様、議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長（鹿中順一君） ただいま茂呂竹裕子さんから、一般会計ほか8会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの茂呂竹裕子さんの動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの9件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら9件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま、指定いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時46分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長(長良英俊君) 休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長に山内彬議員、副委員長に村田政義議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上であります。

○議長(鹿中順一君) 以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議時間は議案審議の都合によって、あらかじめ延長いたします。

#### ◎意見書案第9号

○議長(鹿中順一君) 日程第26、意見書案第9号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番(藤原英男君) [登壇] ただいま上程になりました意見書案第9号 軽油取引税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書について説明を申し上げます。

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油取引税の課税免除措置(免税軽油制度)が、平成24年3月末に期限切れを迎え廃止される予定であります。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクターなどの大型機械を使用し、燃料として免税軽油を使っています。また、漁業の船舶や鉄道輸送など、あらゆる産業の分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献をしてきました。

平成 21 年度において道内で活用された免税軽油の量は 42 万 7,000 キロリットル、免税額にして 137 億円に達し、このうち農業分野の使用量は 17 万 3,000 キロリットル、免税額で 56 億円、船舶関係では 7 万 1,000 キロリットル、免税額 23 億円、鉄道関係で 8 万 2,000 キロリットル、免税額では 26 億円となっています。

また、農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特別措置の恒久化も求められています。農林漁業用 A 重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献しています。

燃油価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用 A 重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で経済的な打撃を受けることとなります。このため、下記の事項について要望をいたします。

記以下、3 点について要望しようとするものであります。

提出先につきましては、表に書いてあります衆参両院議長、また内閣総理大臣はじめ各関係大臣に提出しようとするものであります。

内容をご理解の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、意見書案第 10 号平成 24 年度農業予算編成に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） [登壇] それでは、ただいま上程になりました意見書案第 10 号を提案します。この提案は朗読をもって行いますが、本文が長文記述ですので、要望の重点項目に絞り朗読させていただきます。議員各位の賛同方よろしくお願いたします。

24 年度農業予算編成に関する意見書。3 月 11 日に発生した東日本大震災と福島第 1 原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的苦痛と、農林漁業においても甚大な被害をもたらしています。

政府は 7 月 29 日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8 月 15 日、日本の再生に向けた取り組みを再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、T P P 交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢はかえていません。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援はもとより、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立を図るため、平成 24 年度農業予算編成にあたり、下記の事項について要望します。

1 つ、国内農業対策。2 つ目、包括的経済連携等貿易交渉対策。3 点目、政策の安定的継続と財源確保。4 点目、生産基盤確保対策でございます。内容は記述のとおりでございます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長ほか 4 大臣でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、意見書案第 11 号 JR 三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、乃村吉春君。

○1 番（乃村吉春君） [登壇] 発言のお許しをいただきましたので、意見書について全文を読み上げご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

JR 三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書、昭和 62 年 4 月 1 日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、JR 7 社が誕生しました。国鉄改革は、JR 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施され、そして、新幹線や都市圏の路線を有する JR 東日本、東海、西日本の本州 3 社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場し完全民営化を果たしました。しかし、JR 北海道、四国、九州の JR 三島会社と JR 貨物については、経営基盤が脆弱で積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、自助努力を重ねてきたが、来年 4 月に JR 発足 25 年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保するめどが立っていない。

政府は、JR 三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、3 月 8 日に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案」として、衆議院に提出し、国会審議を経て 6 月 8 日までに衆参両院本会議で可決成立した。

こうした中、本年度末には、JR 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。東日本大震災の教訓から、地域の

鉄道が果たす役割や、鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中、J R 三島・貨物会社の社会的役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、J R 発足 25 年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考え、よって、次年度の税制改正においても下記の事項について実施されるよう要望するというので、ここに 2 点ほど掲げてあります。

そして経過的には、分割民営化されたときに 10 年、そしてその後、暫定で 5 年ずつずっと延長されているのですけども、それを恒久化してほしいということですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、意見書案第 12 号 2012 年度「公立高等学校配置計画」の再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、篠原真稚子さん。

○9 番（篠原真稚子さん）〔登壇〕 意見書案第 12 号について説明します。2012 年度「公立高等学校配置計画書」の再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書について読んで説明をしたいと思います。

道教委は、2012 年度から 3 年間の「公立高等学校配置計画」及び「公立特別支援学校配置計画」を明らかにしました。

「公立高等学校配置計画」は、「生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応する」としながら、全道的な中学卒業者の減少傾向や教育水準の維持向上などを口実に、3年間で12校12学級の機械的学級削減を示すとともに3校を募集停止としようとしています。

また「公立特別支援学校配置計画」は、知的障がいのある生徒の高等部への進路希望を受け入れるためとして、2校2学級の定員増を行うとし、障がい児学校全体では卒業予定者の118%の定員を設定するとしています。

このような再編統廃合によって、子どもたちは遠距離通学等を余儀なくされ、精神的・身体的負担が増大するばかりか、保護者に経済力がなければ通学を断念せざるを得ません。

教育の本質は、個人の尊厳を基盤とした「人格の完成」にあります。子どもたち一人一人を大切にし、潜在的な可能性を最大限に開花させる「ゆたかな高校教育」の実現を目指し、中学卒業生数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、行き届いた教育を行うことが必要です。そのため、憲法・「47教育基本法」・「子どもの権利条約」に基づき、希望するすべての子どもたちにゆたかな後期中等教育を権利として保障する「高校教育制度」をつくり出し、未来に夢や希望が持てる進路保障を確立することが重要です。

4点ほど出ておまして、提出先は北海道教育委員会委員長あてとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、意見書案第 13 号 原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） 〔登壇〕 意見書案第 13 号について提案をさせていただきます。原子力発電から脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案について提案をさせていただきます。

3 月 11 日に発生した東日本大震災による日本の原子力発電史上未曾有の重大事故となった東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生後 6 か月以上経過した現在でも収束のめどは立っていません。

この事故は、多くの地域住民が長期に亘る避難生活を強いられ、避難地域以外の住民も通常より高い放射線の中で生活しています。また、福島産の農産物ばかりか、京都市における伝統行事においても放射能による危惧のため、全国的な賛否を問う議論が発生し、被災地における避難生活を余儀なくされている被災者の心情に大きな傷跡を残すものと考えられます。

全国的な放射能による混乱の中、経済産業省は、政府の打ち出した「すべての原子炉におけるストレスチェックを実施し、再稼動を判断する」とした方針があるにもかかわらず、北海道の泊原発 3 号機の 5 か月にも及ぶ「調整運転」を「異例の事態」として北海道電力に対し再三「最終検査を申請するよう」指導し、多くの国民の意思を無視して、全国で初めてとなる再稼動が北海道で容認される結果を招いています。

国民の原子力政策に対する不信・不安は頂点に達しており、約 7 割が脱原発を指示しています。

人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難です。将来に「負の遺産」を残さず、安心して安全な国民の生活を保障することが重要な施策です。

政府は、原子力発電の安全神話が崩壊し、国民の信頼を大きく失ったことに目を向け、これまでのエネルギー政策への転換を早期に進め、自然エネルギーを推進することを求め、次の事項を実施することを強く要望しますということで、下記の 5 項目について、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を各関係機関に提出するものであり



ます。

ぜひ、皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、意見書案第 14 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君）〔登壇〕 意見書案第 14 号について、提案をさせていただきます。森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案について。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続く経済の低迷は経済基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施策の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらした

ところでありますが、その復旧・復興が必要であるため、下記の6項目について衆参議長、各大臣あてに、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

ぜひ皆さん方ご理解の上、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第32、報告第13号 平成22年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承をお願いします。

#### ◎報告第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第33、報告第14号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎報告第15号

○議長（鹿中順一君） 日程第34、報告第15号 専決処分の報告について、損害賠償

の額を定めることについてを議題といたします。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 13 分

再開 午後 5 時 13 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これで、平成 23 年第 7 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5 時 14 分）